

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(11)

小早川義則

Uttecht v. Brown, 551 U.S. 1, 127 S.Ct. 2218 (2007) — 陪審員候補者Zの理由付き除外後の死刑判決と連邦人身保護令状

【事実の概要】 ブラウン (Brown) は、ワシントン州で強盗、強姦、拷問後に女性Aを殺害した、そして2日後にカリフォルニア州で強盗、強姦、拷問後に女性Bを殺害しようとした。逮捕されたブラウンは、これらの犯罪につき自白し、カリフォルニア州での犯罪につき有罪の答弁をしたため、同犯罪に対し終身刑 (life imprisonment) を言い渡された。他方、ワシントン州は死刑判決を求め、ブラウンを公判に付した。同公判の有罪段階および量刑段階での陪審の評決に基づき、ブラウンは死刑を言い渡された。彼の有罪および量刑はワシントン州最高裁によって維持された。

ブラウンはワシントン西部地区連邦地方裁判所に人身保護令状の申請をした。同地裁はこの申請を認めなかったが、第9巡回区控訴裁判所はこれを破棄した。同控訴審は、3人の陪審員候補者 — 以下、陪審員X、Y、Zという — を理由付きで陪審員から除外することによって地方裁判所は1968年の【1】ウィザースプーン判決 (Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510) およびその関連判決の下での第6修正および第14修正の権利を侵害したとのブラウンの主張を検討した。ワシントン州側は、死刑を科すかを判断する際にこれらの陪審員は公平 (impartial) でありえない懸念 (concern) があるとして彼ら3人の除外 (excuse) を求めた。控訴裁判所は、陪審員Xおよび陪審員Yを除外したのは相当であるとしたが、陪審員Zを理由付きで除外したのは違憲であるとの被告人側の主張に同意した。このことを前提に同控訴審は、ブラウンの死刑判決は維持できないとし、有罪判決から10年以上経過しているにもかかわらずブラウンには量刑に関し新公判を受ける権利があると判示したのである。(at 4-5.)

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れ、5対4で原控訴審判決を破棄した。なお、法廷意見の執筆はケネディ裁判官 (ロバツ首席裁判官のほかスカーリア、トマス、アリト各裁判官同調) である。

【法廷意見】 I 支配的判例を検討するとき、【1】ウィザースプーン判決は決定的な命令 (final word) ではない、しかし、それは必要な出発点である。W・ウィザースプーンの死刑事件での公判に先立つvoir dire (陪審員の選任手続) 中に州側は、死刑を科すことへの一般的ためらい (general scruples) を理由に陪審候補者のかなりの人数を除外することに成功した。州側は忌避を申し立て、そして公判裁判所は、個々の陪審員候補者について特段の審査をすることなく、陪審員候補者名簿 (venire) 記載の96人のうち47人を理由付きで除外した。当裁判所は、死刑判決に反対する者の候補者名簿からの組織的除外は普通以上に進んで (uncommonly willing) 人に死刑を言い渡し、それ故、“申

立人が第6修正および第14修正の下で受ける権利のある公平性に著しく (woefully) 欠ける”陪審を生み出すと判示した。“死刑に反対する者であっても、賛成する者に劣らず (no less than)、州によって彼に与えられた裁量的判断を下すことができる”のであるから、“もし死刑を科したり勧告したりする陪審が、単に死刑への一般的な反対を表明したというだけで理由付きで除外されることによって選任されたのであれば、死刑判決は執行できない”と判示したのである。当裁判所はまた、脚注の傍論において、陪審員候補者である個々の陪審員が死刑に関するそれぞれの見解を根拠に理由付きで除外される厳格な基準を明らかにした。

当裁判所は1985年の【3】ウィット判決 (Wainwright v. Witt, 469 U.S. 412) において、“ウィザースプーン判決は当該事実の文脈下において最もよく理解できる”と説明した。当裁判所は、ウィザースプーン判決での公判裁判所は陪審員候補者の半数——死刑判決に対し良心的に反対であるとしたすべての陪審員——を除外したと指摘した。当裁判所はさらに、ウィザースプーンの量刑言い渡しの基準となったワシントン州の量刑制度は“量刑の選択に際し無制限の裁量”を陪審に認めていた、陪審は無制限の裁量を与えられているとき、彼または彼女 (陪審員) が説示に従って行わなければならないのは、たとえ彼または彼女が結局死刑を科することはできないと考えていたとしても、死刑を検討することだけであると説明した。その上で当裁判所は、ウィザースプーン判決の脚注21 (at 522 n.21) で認められていた厳格な基準を退けつつ、死刑事件の陪審員に与えられている以前より減少した裁量の余地および死刑判決を執行する州の利益はそれとは別異の基準を要求しているとした。そして当裁判所は、次のような基準、すなわち“説示および法に従う陪審員としての義務の履行が妨げられるか実質的に阻害される (substantially impair) か”という1980年の【2】アダムズ判決 (Adams v. Texas, 448 U.S. 38, 45) で定められた基準に依拠したのである。

当裁判所はウィット判決において、この基準

を適用する際に再審理裁判所は公判裁判所に敬意を払うべき (to accord deference) であると説示した。公判裁判所が実質的な阻害 (substantial impairment) に関し明示の分析をしているか否かにかかわらず、敬意は義務である (is owed)。“陪審員候補者が偏見を有しているか”に関する判断は、“とりわけ公判裁判官の裁量の範囲内である陪審員の態度および信用性の判断に基づいている。そのような判断は直接の再審理 (裁判所) においてであっても尊重されなければならない (entitled to deference)。そのような公判裁判所の認定に払われるべき敬意は人身手続においても間違いなく同様であるというべきである。”それ故、陪審員候補者の供述に曖昧性があるとき、“公判裁判所は、陪審員候補者の態度に関するその評価を参考にしつつ州側に有利に解決しなければならない”というのである。(at 5-7.)

敬意のルールは、1986年の【4】ダーデン判決 (Darden v. Wainwright, 477 U.S. 168) において強化された。同判決において州側は、1人の陪審員候補者を忌避し、そして弁護側は異議を唱えなかった。公判裁判所からのそれ以上の質問なしにこの陪審員は除外された。申立人は当裁判所に対し、除外された陪審員がした決定的な答は曖昧であったから彼は実質的に (陪審員としての資格が) 失われている (substantially impaired) ことを *voir dire* の記録 (transcript) は明らかにしていないと主張した。当裁判所はこの主張を退けた。われわれの調査は1つの質問と答の機械的な引用だけで終了するのではない。“[陪審員候補者に] 尋ねられた質問の正確な文言および彼がした答それ自体で彼はいかなる状況下においても死刑を勧告できないという結論を強いるものでない”ときであっても、陪審員候補者の態度は重要である (so much may turn on) から、公判裁判所に対する敬意の必要性は残る。被告側の異議の欠如、および他の陪審員を除外する前にしていた質問をそれ以上しないとの公判裁判官の決定は、当の陪審員は陪審員としての資格が失われているとの結論を裏付けているというのである。

1987年の【6】グレイ判決 (Gray v. Mississippi, 481 U.S. 648) において当裁判所はもう一度、1人の陪審員候補者の排除ではなく全員の組織的排除にかかわるケースを検討した。州側は、“死刑判決に賛成票を投ずる能力に何らかの不確実性を表明した”すべての陪審員に対する理由付きまたは専断的忌避を申し立てた、そして直ちに専断的忌避 (のできる) 12人全員を忌避した。検察側は次に、死刑に反対ではないと表明しかつ何度も死刑判決を言い渡すことができると述べていた1人の陪審員を忌避しようとした。公判裁判所はこの忌避の申立てを退けた。検察側は、公判裁判所が先の理由付忌避の申立てを誤って退けたので専断的忌避権をすべて使い果たさざる (waste) を得なかったと主張し、これらの以前の忌避の申立ての再開を求めた。公判裁判所はそうようにすることを拒否したが、弁護側の異議にもかかわらず、当の陪審員を除外した。控訴審において州裁判官の全員は、ウィザースプーン判決ないしウィット判決の基準の下では当の陪審員は理由付きで排除できないことに同意した、しかし、多数の裁判官は、問題の忌避の申立てを本件状況下で専断的排除として取り扱ったのは相当であると判示したのである。

当裁判所は、これを破棄し、当の陪審員は理由付きで排除されたのであり、支配的なウィット判決の基準の下で実質的に (陪審員としての資格が) 失われていたのではないと判示した。この誤りは無害法理の再審理を受けることはなかったもので、当初の量刑は維持できなかった。しかし、グレイ判決は稀有な事案を提示している、というのは、典型的な状況においては州裁判所の実質的阻害の (substantial impairment) 認定があるのに対し、グレイ判決において州裁判所は逆のことを認定していた、それ故、その先例としての価値は限定的な意味しか有していないことになる。(at 7-9.)

「これらの先例は、本件で関連する少なくとも4つの原理を明らかにしている。第1、刑事被告人には、選択的な検察側の理由付忌避によって死刑賛成に傾くことのなかった陪審員候補者

から選任された公正な陪審を求める権利がある。ウィザースプーン判決521頁。第2、州側には、州法の定める枠組みの中で死刑という刑罰を適用できる陪審員を抱えていることに強い利益がある。ウィット判決416頁。第3、これらの利益のバランスを取るために、州法の枠組の下で死刑を科す彼または彼女の能力が実質的に阻害されている (substantially impaired in his or her ability to impose death penalty) 陪審員は理由付きで除外されうる、しかし、もし陪審員が実質的に阻害されていなければ、理由付きによる除外は認められない。第4、公判裁判所は、ある陪審員候補者を除外しても被告人の権利を侵害せずに州の利益を守ることになるかを判断する際に、陪審員の態度に一部基づいて判断するのであり、この判断は再審理裁判所によって尊重されなければならない (owed deference)。」

「公判裁判所に対する敬意は相当である、けれど、それ (公判裁判所) は陪審員候補者およびそれを構成する個々人の態度を評価することができるのであり、これは陪審員候補者の態度および資格を評価する際に決定的に重要な要素であるからである。」

「1996年の反テロおよび効果的死刑法 (the Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996) の要求は、もちろん、敬意を払う付加のかつ拘束的な義務を規定している。同法の規定は、連邦裁判所が人身保護令状を発付し州裁判所の決定を破棄する前に満たされるべき独立の高度の基準を作り出している。」

必要とされる敬意を払わないことによって控訴裁判所は、連邦議会およびわれわれの判例によって指示されたこの分野における連邦の人身救済の限定的役割を尊重しなかったのである。(at 9-10.)

II A ウィザースプーン判決およびウィット判決の原理を適用する際に、本件ブラウンの事案でのvoir direをすべて検討することが有用 (instructive) である。2週間以上にもわたる本件手続は、多くの陪審員候補者の調査を必要とした。若干の陪審員が質問されたvoir direの3日

後に公判裁判官は、本件手続を“もう少し迅速に行われなければならない”だろうと説明した。その翌日、裁判所はそのような懸念（concern）を繰り返した。クリスマス休暇とぶつからないようにするにはあと6週間しかないことを裁判所は陪審に告げていたからである。

*voir dire*の11日目は専ら、陪審員候補者は死刑を容認する（death qualified）かを判断するために費された。この段階だけで弁護側は、陪審員候補者のうち18人を理由付で忌避する申立てをし、州側の異議にもかかわらず、これら陪審員候補者のうち11人が除外された。州側は12人を理由付で忌避した。弁護側は7回異議を申し立てた、そして2回だけ、弁護側からの異議後に、陪審が除外された。争われている理由付忌避の申立てを判断する前に公判裁判所は、両当事者にその立場を主張する機会を与えていた。

州側が陪審員Zを忌避する前に弁護側は、若干の混乱を示していた陪審員候補者を免除する（excuse）申立てをした。両当事者からの弁論後に公判裁判所は、もし当事者の一方が陪審員の立場を明確にすることができると考えているのであれば、質問をさらに続けるかは未決定であると説明した。すなわち、“私は当初、あなた方は双方とも混乱を理由にこの陪審員を免除することを望んでいると考えていました、しかし、もし本当に質問があるのであれば、私に知らせて下さい、私は、この陪審員を本件から排除して審理を続ける（following up）ことに躊躇しません。効果的な*voir dire*の必要性と矛盾することなく裁判所はさらに、もしあなた方が忌避に同意するのであれば、本件で起こることを若干短縮できます”と告げていた。

弁護側は、争われている陪審員Zの除外は別にして（setting aside）、忌避の対象である陪審員が死刑を科さないであろうことまたは立証責任を理解できないことを明示していたときにのみ州側の理由付忌避に異議を唱えず、その他の陪審員に対する弁護側の異議は激しく、かつ説得的と思われた。これらの陪審員の曖昧な供述は注意深い思考と責任を反映したものであり、実質的阻害を示すものではないと弁護側は主張

した。ブラウンの弁護人の粘り強さ（tenacity）は、弁護側の異議を退け公判裁判所が陪審員Yを免除したずっと後で彼女（Y）をさらなる質問のために呼び戻すことを弁護側が書面で申し立てたときに示されていた。公判裁判所は、両当事者の弁論後に、この申立てを退けた。

弁護側はまた、弁護側自身の理由付忌避を申し立てた。弁護人は、州側の異議申立てに対し忌避申立てを弁護する際に、ブラウンがとっている立場とは異なり、説示および法に従うという陪審員候補者の単なる約束だけに公判裁判所は依拠することはできないと主張した。ある陪審員に関して、弁護人は次のように主張した。すなわち、“この個人は法に従うことに関し何らかの質問を受けたとき、常に従うことを示している。しかし、彼の死刑に関する見解に目を向けると、それらは非常に強力であるため、法に従い陪審員としての宣誓に従う彼の能力は実質的に阻害されていると主張した。公判裁判所がブラウンの理由付き忌避に対する州側の異議の申立てを退けたとき、このような主張は支配的であったと思われる。（at 10-12.）

このような沿革の最後に必要な部分（final, necessary part）は、量刑選択に関して陪審員候補者が裁判所から受けた説示である。「個々の口頭による調査の前に公判裁判所は、死刑に対する彼らの態度を説明することを求める質問表（questionnaire）を陪審員に配布した。この質問表を配るとき裁判所は、公判の一般的な構造および立証責任について説明した。それは刑罰段階（penalty phase）はどのように機能するかを記述していた。すなわち、“もしあなた方が1つまたはそれ以上の加重事由のある第1級殺人罪でブラウン氏を有罪と認定すれば、あなた方は量刑段階と呼ばれる第2段階（a second phase called a sentencing phase）のために再び召集されることになります。この量刑段階の手続の間、あなた方は科せられるべき刑罰に関するさらなる証拠（および）弁論を聞くことができます。あなた方は次に、死刑が科せられるべきであるか、それとも刑罰はパロールの可能性のない終身刑であるかを決定するために退席を求められ

るでしょう。”“あなた方はこの決定をする際に次のような質問を受けるでしょう。すなわち、被告人が有罪であると認定された犯罪に留意しつつ、寛大な取扱い (leniency) に値する減軽事由のないことを合理的な疑いを越えて確信しますか？ もしあなた方がこの質問に対し全員一致でイエスと答えたとすると、量刑は死刑となります。…… [そうでなければ] 量刑は釈放またはパロールの可能性のない終身刑になります。”

質問表が書き込まれた後で陪審員は、公判手続および量刑段階をより詳しく説明した手引 (handbooks) を提供された。次に陪審員候補者の小グループが調査のために呼び入れられた。陪審員Zのグループの調査が始まる前に裁判官はもう一度、もしブラウンが有罪と認定されれば、“陪審が下すことのできる刑罰は2つしかありません。1つは釈放またはパロールの可能性のない刑務所での生活です。そしてこのことは文字どおり、釈放またはパロールのない刑務所での絶対的な生活 (true life) を意味します”と説明した。(at 12-13.)

B 陪審員Zは*voir dire*の7日目に、そして死刑容認段階 (the death-qualification phase) の5日目に調査された。死刑に関する一般的な見解によるのではなく死刑が相当とされる一定の状況に関する彼の立場によれば、陪審員Zは阻害されている (impaired) と州側は主張する。陪審員Zの質問表の記載によれば、彼に対する説示および情報提供にもかかわらず、陪審員としての責任および死刑に関する態度の両者において陪審員Zは、本件の事実の下で死刑判決を言い渡すことの妨げとなりうる重大な誤解をしているのは明らかであるというのである。

*voir dire*手続の下で、検察側と弁護側は交互に調査を開始した。弁護側が最初に陪審員Zに対する調査をした。質問されると陪審員Zは、死刑に対して一般的に反対ではないし死刑を科すことにためらい (scruples) はないことを明らかにした。事実、彼はすぐに“厳しい (severe) 状況下での死刑を信じている (believe[d] in the death)”と説明した。“それは決して行われるべき

きではないとは考えていません、そして1週間に10回も行われるべきであるとも考えていません”と詳しく説明したのである。

すぐに質問は、いつそのようなことになるのかの問題に移った。陪審員Zの最初に挙げた例は、“被告人が実際に (法廷に) 出てきて本当に死ぬことを望んでいると言った”という例であった。弁護人はそれ以外の例を求めた。もし第1級殺人罪で有罪と認められればブラウンは刑務所から釈放されることはありえないと公判裁判官によって少なくとも2度告げられていたにもかかわらず、陪審員Zが提供できた唯一の例は、“ある人が矯正不可能 (incorrigible) であり、かつ釈放されれば、また犯罪を犯す (reviolate) であろう”という場合であった。これに対し、弁護人は、ブラウンの釈放の可能性はないと答え、そして量刑段階の間に常習性 (recidivism) に関する議論のなかったことが陪審員Zを混乱させた理由であるかどうかと尋ねた。彼は“よく分かりません”と答えた。

州側は、陪審員Zへの調査の開始時に“ある人が殺害された、そして再び殺害するであろうことを露ほどの疑いもなく (beyond a shadow of a doubt) 立証されたのであれば死刑に賛成する”ことを彼の質問表は示していると指摘した。立証責任は合理的な疑いを越えたということであって、露ほどの疑いもないということではないと州側は説明し、そしてこのことを理解しているかと陪審員Zに尋ねた。“この人物は再び犯罪を犯すであろうというまさにそのような疑いが私の心の中になければならないでしょう”と彼は答えた。これに対して州側はもう一度、これで少なくとも4度になるが、ブラウンが釈放されて再び犯罪を犯すという可能性はないということの説明した。陪審員Zは、1週間前に公判裁判官が陪審員Zのグループに対し被告人が加重的な第1級殺人罪で有罪とされるとパロールの可能性はないと説明していたにもかかわらず、“私は今日初めてワシントン州ではパロールの可能性のない終身刑のあることを知りました”と答えた。検察側は次に、“あなたは今ではこのようなことのあるのを知っています。……では、

死刑を科すのにあなたが同意するであろうことを考えることができますか”と尋ねた。陪審員Zは“そのことについてはなおしばらく考えなければならないでしょう”と答えた。彼はこの質問にそれ以上答えなかった。

州側は、死刑を“考える”ことができるかと尋ねることによって、陪審員Zの立場をさらに精査（probe）しようとした。陪審員Zは、ブラウンの本件犯罪の一般的な事実の下でのことを含めて、できると答えた。ブラウンは再び犯罪を犯すであろうことを州側が立証する必要があるとはもはや考えていないのかと尋ねられたとき陪審員Zは、次のような混乱した答え方をした。すなわち、“もしパロールが1つの選択肢であれば、選択肢としてのパロールがなければ、そのように考えています。私は死刑を信じていますと答えたのである。最後に、パロールの可能性がないとき死刑を科すことができるかと尋ねられると、陪審員Zは“もしそれが相当な方法であることを私が確信したのであれば”と答えた。彼への質問の過程で6度、彼は死刑を考えることができる、法に従うことができると述べた、しかし、これらの応答にはより曖昧な供述が散在していた（interspersed）。

死刑を科しうる要件について陪審員Zは混乱している、釈放と再犯のリスクがあるときのみ死刑は相当であると考えているようであると説明して、州側は陪審員Zを忌避した。公判裁判所がブラウンに応答を求める前に、弁護人は自発的に“異議はありません”と述べた。そこで裁判所は陪審員Zを免除した。（at 13-15.）

Ⅲ *voir dire*の終了後数年（years）を経た後での連邦の人身令状審査に関して、控訴裁判所は、ブラウンの救済の申立てを容れ、彼の量刑を覆した。同裁判所は、州の公判裁判所による陪審員Zの免除および州最高裁の同決定の維持は、明確に確立している連邦法に反するかまたはその不合理な適用であるとした。連邦控訴審は、陪審員Zが実質的に阻害されていることをワシントン州最高裁は認定していないとし、さらに陪審員Zが実質的に阻害されていないことは*voir dire*の記録から明らかであるから、ワ

シントン州最高裁はそのような認定をすることができなかったと判示した。控訴審はこのような理由で、ブラウンが異議を唱えなかったにもかかわらず陪審員Zを免除した公判裁判所の判断はウィザースプーン・ウィット判決のルールに反すると説明したのである。控訴裁判所の各判示はいずれも誤っている。（at 15-16.）

A 控訴裁判所は、その説明および分析の一部として、ワシントン州最高裁の意見を非難した。同最高裁は陪審員Xおよび陪審員Yは実質的に阻害されていると判示していたけれども、同一の“認定は州裁判所の〔陪審員Zの免除〕の討議にはない”と同控訴審は述べた。それ故、控訴裁判所は“ワシントン州最高裁は陪審員Zに関して誤った基準を適用した”と判示したのである。「これは州最高裁の意見の誤った要約である。」州裁判所は確かに陪審員Zは阻害されているとの明示の決定をしていた。州裁判所は“要約と結論”と題する意見の部分において“公判裁判所は陪審員候補者〔X、YおよびZ〕を理由付で排除する際にその裁量を適切に行使したと判示し、彼らの見解は裁判所の説示に従い陪審員としての宣誓を順守する彼らの能力を妨げまたは実質的に阻害することになろう”と判示している。控訴裁判所がこのような公判裁判所の認定をなぜ看過ないし無視したのかは明らかでない、そしてワシントン州最高裁の意見の完全性を非難したことにおいてそれは誤っていたのである。

たとえこのような明示の認定がなかったとしても、ワシントン州最高裁の意見はわれわれの判例と矛盾していない。同裁判所は、ウィザースプーン・ウィット判決のルールを確認し、われわれの先例は公判裁判所に敬意を払うことを要求しているとし、裁量の濫用の基準を適用した。その判断枠組を明かにした後で同最高裁は、次のように説明した。すなわち、“ブラウンは州側の〔陪審員Zへの〕理由付忌避申立てに対し公判で異議を唱えなかった。いずれにせよ〔陪審員Zは〕適切に免除された。彼は*voir dire*で、正確な法の説明ではないが、もし釈放されたなら被告人は再び犯罪を犯すであろうと

いう場合には死刑を科すことを示していた。彼はまた、後に匡されたけれども、州の立証責任を誤解していた。公判裁判所は「陪審員Zを」理由付で免除した際に、その裁量を濫用していなかった」と説明しているのである。

ここに引用された文言の唯一の公正な解釈によれば、陪審員Zの免除の際に公判裁判所はウィット判決の基準を適用していたことになる。ウィザースプーン判決のルールにかかわる事案において州の控訴審に各陪審員の免除にとくに言及することを求める要件はない。重要なことは、公判裁判所の決定である。(at 16-17.)

B われわれは、州の公判裁判所の決定を再吟味し州側による陪審員Zの免除の申立てを認めた際に、公判裁判所は十分にその裁量の範囲内で行動したと結論する。

陪審員Zの答は一見したところ、釈放されて再び犯罪を行うであろうという可能性がブラウンにない場合には死刑を科す陪審員Zの能力は実質的に阻害されているという考えに公判裁判所を導くものであった。そして公判裁判所には敬意を払われる資格がある、陪審員Zの態度を観察する機会があったからである。われわれは彼(Z)の態度については何も知らない、それは*voir dire*の記録は情報を十分に反映していないからであるが、陪審員Zの除外に弁護側が異議を唱えなかったからでもある。そうであるにもかかわらず、州のチャレンジ、ブラウンの異議申立ての放棄、そして公判裁判所の陪審員Zの免除は、法廷に出席していた利害関係者はすべて陪審員Zの除外はウィザースプーン・ウィットのルールの下で相当であると考えていたことを裏付けている。

死刑を科すことを考え、そして法に従うとの陪審員Zの言質は、彼の他の供述からの合理的推論、すなわち釈放の可能性はなかったのであるから本件において実質的に阻害されているという推論に打ち勝つものでない。ブラウンの弁護人は陪審員Zの弁護を申し立てなかった。公判裁判所に払うべき敬意に照らし、ブラウンが今維持している立場は陪審員Zの除外の判断は不合理であったことをわれわれに納得させるも

のではない。

確かに連邦の人身保護の再審査に対しウィザースプーン判決の主張を維持するためには、被告人が州裁判所で検察側の忌避に異議を申し立てたということを連邦上の独立の要件とするものはない。われわれは、それにもかかわらず、陪審員の除外への自発的な黙認ないし追認を考慮する。弁護側は異議を唱えなかったことによって、良心的な公判裁判官に彼の判断を説明ないし何らかの誤りを匡す機会を与えることを否定した。それはまた、公判裁判所の判断を説明するのに役立ったであろうさらなる事実認定を吟味する機会を(上級)裁判所から奪ったのである。被告人側が陪審員の除外に異議を唱えなかったことにより引き起こされた害悪は、他の事件でのワシントン州控訴裁判所によって十分に記述されている。

異議はないとの弁護側の自発的なコメントは、他の陪審員の免除に関する弁護側の度重なる異議の申立て、および陪審員を排除したいのであればそのように言ってもらえれば手続が促進されたとの公判裁判官の要請からして、とくに重要である。このような文脈下での弁護側の供述は、単に異議を唱えなかったということにとどまらず、陪審員Zの除外を招いたのである。

われわれは、陪審員Zの免除に関し連邦法上の人身保護の救済を求める権利がブラウンにあるとの控訴裁判所の結論を退ける。本件におけるように、陪審員候補者への長期にわたる質問があり、そして公判裁判所が苦心した思慮深い*voir dire*を指揮している場合、公判裁判所には広汎な裁量がある。公判裁判所が陪審員Zを排除する際にこのような裁量を逸脱したことを本件記録は示していない。実際、*voir dire*の記録は、陪審員Zの側に実質的な阻害に相当するかなりの混乱のあることを示している。ワシントン州最高裁は、州裁判所の意見に対する控訴裁判所の誤解とは異なり、公判裁判所に払われるべき敬意を是認し、連邦法によって要求されている正しい基準を明らかにし、それが満たされていると認定したのである。この判断は、公判

裁判所のそれと同様に、明確に確立した連邦法に矛盾せず、その不合理な適用でもない。(at 17-20.)

Ⅳ ブラウンはさらに、ワシントン州法に依拠して2つの主張をする。彼はまず、ワシントン州法にはその種の規定がないのであるから異議を唱えなかったことを考慮すべきでないと主張する。次に、たとえ陪審員Zの供述はブラウンの再犯の危険に立脚したものであることを示しているとしても、このような要件は州の量刑制度と一致していると主張する。しかし、以上に述べた理由によって、本件での被告人の異議の欠如は、われわれの分析にとって重要である。

ワシントン州最高裁はまた、陪審員Zはワシントン州の量刑法を誤解していたと判示している。この決定を後知恵で判断するのはわれわれの仕事でないし、いずれにせよ、われわれの結論は同裁判所と同一である。

以上の理由で、本件争点である州法に関するワシントン州最高裁の判断から逸脱しブラウンの異議なしの発言を無視することには納得できない。

「死刑事件の被告人 (capital defendants) には公平な陪審によって刑を言い渡される (to be sentenced) 権利がある。死刑に対しためらいがあるととしても彼らの義務の履行を実質的に阻害されないであろう者を陪審員候補者から除去しても州はこのような被告人の権利を侵害することにはならない。しかしながら、ウィザースプーン・ウィット違反の主張を再審理する裁判所とりわけ人身保護申請を検討する連邦裁判所は、陪審員候補者の態度および資格を判断する優越的立場 (superior position) にある公判裁判所に敬意を払う義務 (owe deference) がある。控訴裁判所はこのような敬意を払う (accord this deference) ことを怠った。そして本件記録によれば、陪審員Zは実質的に阻害されていなかったと認定したことは誤りだった。控訴裁判所の判決を破棄し、この意見と一致するさらなる手続のために本件を差し戻す。」(at 20-22.)

【法廷意見の付録】

以下は1993年11月3日付本件陪審員選任手続 (Voir Dire) の逐語的記録の抜粋である。

裁判所 では、始めます (all right)。(陪審員候補者Zが入廷する。)

裁判所 結構です、(陪審員Zに) 今日は。

[陪審員Z] 今日は。

裁判所 あなたが本日午後に得た予備的な説示やわれわれが話し合ったフォーマットでなぜ弁護人たちが刑罰段階のことを議論しなければならないのか、その理由について何か質問がありますか。

[陪審員Z] いいえ、ありません、状況は理解しています。

裁判所 あなたは本件犯罪のことを聞いたり何か記憶していることについて答えたり領いたりしたことはありますか。

[陪審員Z] いいえ、ありません。

裁判所 OKay、では、弁護側から始めましょう。

MS. HUPP 有難うございます。

弁護人による陪審員選任手続調査 (VOIR DIRE EXAMINATION)

Q 今日は。私の名前はリンマリー・ハップ (Linmarie Hupp) です。私はC・ブラウンの弁護人の1人です。

まず、死刑に関するあなたの考え方 (feeling) について若干の質問をすることから始めたいと思います。裁判官がすでにあなたに話したたことを補足 (reinforce) したいのです、正しい答あるいは誤った答はありません。われわれの仕事をするためにはあなたの考えについて情報を得る必要があるからです。

A OKay.

Q 本件は死刑を科せられうるケースであることを初めて知ったのはいつのことか話していただけですか。

A 先週の月曜日に初めて知りました、最初の陪審への情報 (提供) の集まり (jury information session) でここに来たときのことです。

Q OKay. 裁判官があなた（方）に長文のものを読み上げて、本件は基本的に可能性（potential）のケースであると告げたときの話を話していただけますか。そのことを聞いたとき、あなたはどのようなことを考えたのか話していただけますか？

A 陪審の義務に関する話を聞いたときは別に驚かなかったと思います。……これはかなり重要なケース（substantial case）であることに間違いないと思いました。

Q 死刑に関するあなたの一般的な見解を話していただけますか。

A わたしは厳しい（severe）状況下での死刑を信じています。その良い例は若い男のことで、その男は確かレントン（Renton）から来てバンクーバ地区で2人の少年を殺害し死刑を宣告されました。そして（彼は）死刑を望んでいました。厳しいケースではそれは相当であると私は考えています。

Q あなたがいま話しているケースは、彼が実際に出てきて、被告人が実際に出て来て、実際に死ぬことを望んでいたというケースですか？

A そのようなケースだったと思います。

Q 彼のケースでは死刑が相当であったというあなたの見解に、それは何らかの関連がありますか。

A あのケースではそうだったと思います。

Q もしそのような要因を完全に除いたとしても、死刑が相当であるとあなたが考えるのはやはりこの種のケースですか？

A 厳しいケースでなければならないでしょう。それがどのような場合であるかにつき実際の線（real line）を引くことはできないと思います。しかし、そうではないと考える……ケースは種々あります。

Q OKay. そのことに関し若干の質問をさせて下さい、本件での空白部分を補充したいのです。殺人以外で死刑が相当であるとあなたが考えているケースはないと私は推定しているのですが？

A そのとおりだと思います。

Q OKay. ワシントン州法の定めによれば、あ

なたが死刑を検討できる段階に到達するには、州はまず最初に、計画的殺人であり事前に考えられていた殺人を犯したことを立証しなければなりません。計画された殺人（a premeditated murder）、言い換えると、死刑が相当とされる計画が練られた犯罪のことですが、それ以外で死刑が相当であるとあなたが考えている犯罪はありますか。

A ありません。それは計画的なものでなければなりません。

Q ワシントン州ではこのことに加えて、計画的な殺人であっても、州が加重事由をも立証しない限り、死刑を言い渡すことはできません。州は本件において、多くの加重事由があると主張し、そのうちの4つの加重事由を立証しようとしています。彼らが立証しようとしているのは、殺人が行われたこと、計画的な殺人が強姦、強盗、誘拐時に行われたこと、そしてそれは証人を隠すため又は証人を消す（eliminate）ために行われたということです。これは死刑が相当であるとあなたが考えている種類のケースに入りますか？

A 入ると思います。

Q OKay. さて、このようなケースで他の量刑の選択についてはいかがですか。死刑以外の何か相当な量刑があると考えますか？

A もし人が一時的に精神に異常を来す（insane）とかそのような場合には、人は通常しないであろうようなことをすることになりますので、そのような場合はそれに入ると思います。

Q 分かりました。ワシントンでの法のやり方は別として、……もし陪審が合理的な疑いを越えて、誰かが少なくとも1つの加重事由のある計画的な殺人を犯したと認定すれば、本件では4つの加重事由が考えられますが、次に陪審は死刑が科されるべきか否かあるいはパロールのない終身刑が科されるべきかどうかを検討するために再び招集されます。1つの種類（死刑）は別にして、パロールのない終身刑というのは、まさにその言葉どおりのことを意味す、それは終身刑（life sentence）です。パロールの権利

はありません。あなたは時々新聞などで、誰かが終身刑を言い渡された、そして10年または20年経てばパロールの権利があるだろうということを聞いたことがあるでしょう。

A 知っています。

Q ワシントン州にはこの種のパロールのない終身刑があることをあなたは今までに知っていましたか。

A 今日の午後まで知りませんでした。

Q もし陪審が当の人物を合理的な疑いを越えて有罪と認定し、その上で合理的な疑いを越えて加重事由を認定すれば、陪審には2つの選択(肢)があります。あなたは両方の選択肢を検討することができると思いますか？

A はい、できると思います。

Q なぜあなたは死刑が相当であると考えてのか、その根底にある理由について何か考えておられることがあれば教えていただけませんか、それ(死刑)が 役立つ目的とか何かそのようなことです。

A もしある人が矯正不可能 (incurrigible) で、もし釈放されれば再び犯罪を犯すであろうというのであれば、これ(死刑)が相当とされるタイプの状況であると考えています。

Q OKay. さて、どのような刑が言い渡されたとしても刑務所から出ることのない人物がいること、そして量刑を判断する時点で2つの選択肢があることをこのような意見に接するまであなたは知らなかったということが分かりました、私があなたからお聞きしたのは、あなたはいずれの選択もできるということでしょうか。

A はい、そのように思います。

Q さて、あなたは質問表の中で次のことにも言及されています、あなたが考えておられることは、もし誰かが殺害された、そして彼らは再び人を殺害するだろうということが立証されたとなるとパロールのない終身刑かそれとも死刑かの2つの選択肢があることになりますが、彼らは再び人を殺害するかについて量刑段階で訴追側 (people) が多くの時間を割いたりする可能性は余りない。それであなたは挫折感を抱いて (frustrated) おられるのですか、あなたはこ

のようなことについて刑罰段階で訴追側の意見を聞きたいと思っておられるのですか。

A よく分かりません。

Q OKay. 結構です。今日の合衆国で死刑が用いられている頻度に関して何か感想をお持ちですか、それは余りにも頻繁に用いられている、あるいはそれほど度々ではないと考えていますか。

A それは何年かは全く用いられていなかったようでした、そしてニュースによれば、ごく最近になり、より広く行われるようになったようです。それはおよそ行われてはならないとは考えていませんし、1週間に10回でも行われるべきであるとも考えていません。妥当な数については分かりませんが、厳しい状況下においては、それは相当であると考えます。

Q それが全く用いられなかった時代は幸せ (happy) ではなかったのですか？

A 幸せであったか不幸であったかを述べることはできません、それが相当であったろう時代があったと思っているだけのことです。

A 少し質問させて下さい、このことはすでに取り上げたかもしれませんが、単に私の理解を確かめるために質問させて下さい。私が先に説明した、強姦、強盗、誘拐、証人を隠す又は消すためという加重事由の下で被告人は計画的殺人を犯したことを州側は合理的な疑いを越えて立証しなければならないのであれば……被告人は彼女(被害者)が死亡する少し前に故意に苦痛を与えたことになります。もしそれが有罪であるかについて判断をする犯罪であれば、あなたは終身刑を検討すると考えますか。

A 終身刑を検討することはできます、しかし、判断するのに本当に十分な情報があるのか分かりません。

Q そうです。このような質問をあなたにするのは本当に辛い (tough) ことですし、何の証拠も示さずにあなたに答えることを求めるのはさらに辛いことです。しかし、あなたがすべての証拠を耳にする前にしなければならない、これが唯一のときであることを理解していただけますか？

A はい、理解しています。

Q 事実問題として、この州の法は、たとえ本件のように本当に身の毛のよだつような犯罪で誰かを有罪と認定した後であっても、相当な量刑はパロールなしの終身刑であると推定しています。州は量刑段階において再び、立証する責任があります、そして彼らは、終身刑にするに足りる減軽事由がないことを合理的な疑いを越えて立証しなければなりません。身の毛のよだつような犯罪に対してであっても、事実問題として、終身刑が相当な量刑であるというそのような推定から始めるという考え方にあなたは満足 (comfortable) していますか。

A それは相当であるとおっしゃっているのでしょうか、あるいは相当でないとおっしゃっているのですか (Is it or is not?)。

Q それは相当な量刑であるということについてです。

A ご質問に少し当惑しています。つまり終身刑が相当な量刑であるということをおっしゃっているのですか。

Q そうです、ここにある図表を見れば、誰かは無罪であるとの推定から公判は始まるという鏡像 (mirror image) があります、そしてあなたは終身刑が相当であると推定されている量刑から出発することになります。

A 分かりました。

Q Okay. さて、減軽事由に関してですが、あなたは誰かが一時的に正常でなくなった (insane) という考えに言及されました。減軽事由に関しては裁判官があなたに説示されるでしょう、そして私はあなたにそれを定義しておきます。しかし、この定義は実に広汎です。この定義は基本的に正当化理由ではないし、犯罪への弁解ではなく、犯罪に対する弁護でもなく死刑以外の何かを科すための根拠付け (reason) です。それはかなり広汎です。

MR. MATTHEWS この質疑に異議があります、これは質問とは思われません、それは供述です。

裁判所 異議を認めます。

Q (MS. HUPPによる) 減軽事由とは何か

について後ほど裁判官があなたに説示されるでしょう。しかし、私がこのことについて本当に明確にしておきたいのは、それは犯罪に対する弁護ではないということです。分かりやすく言い換えると、もし誰かが本当に当の犯罪を犯したとき一時的に正常ではなかったとあなたが考えれば、そうです、そうするとそれは計画的ではなかったことになるでしょう。それは精神障害の抗弁 (insanity defense) となるということです、そして……。

MR. MATTHEWS 裁判官殿、再び、私はこの種の質問に異議を申し立てます。

裁判官 (陪審員 Z に) あなたは人の精神状態 (mental status) という言葉でこの問題を実際に持ち出しました。彼らがこの種の犯罪を犯したとき一時的に精神障害になったとあなたは言いました。実際の刑事事件での有罪段階自体において利用できる抗弁があることをあなたは知って (realize) おられます。しかし、一たん量刑段階に入ると、われわれはいかなる意味においても当の犯罪について話しません、ある人が有罪と認定された犯罪に対する相当な刑罰ないし制裁は何かを判断することに努めるだけです。その時点ですべての種類の減軽事由が提出されます、そして精神状態もその中で提供されます。しかし、それは減軽事由に照らし評価されるにすぎず、抗弁ではありません。お分かりでしょうか。

A 分かります。

Q (MS. HUPPによる) この点に関して少し追加しておきます、もし精神状態が問題となり、精神状態に関する証拠が提出されたとすると、それはあなたが検討する種類の証拠ですか。

A はい、検討できると思います。

Q 誰かの幼年期または彼らの情緒的発達 (emotional development) のようなことについてはいかがですか？

A それは検討できると思います。私は一方または他方に強い感情を持っていません。

Q Okay. 分かりました。われわれが減軽事由について話しているとき、あなたにとって減軽事由になりうるものが陪審員席でああなたの隣に

座っている人にとっては大したことでないということもあります。このことに関するあなたの考えをあなたは主張できますか？

A はい。

Q 例えば、あなたの隣に座っている人が何かが軽減事由になると言った、そしてあなたはそんなことは全く軽減事由にならないと考えていたとします、あなたはこのような状況下にそのことを議論できますか。

A (頷く)。

Q あなたは他の人の意見を尊重できますか。

A 誰も意見を述べる権利があります。

Q 量刑段階で起こるもう1つのことは、陪審は全員一致 (unanimous) でなければならない、言い換えると、もし死刑を科すのであれば全員がそのことに同意していなければならないということです。もし1人が、4人でも5人でもいいのですが、死刑に同意しなければ量刑は終身刑でなるとということです。分かりますか、だから、全員一致の判決であるという考えから得られる数の上での安心感 (sort of comfort in numbers) ははがし取られることになります (it kind of strips away)。あなたはこのような重要な判断をする責任を引き受けることができますか。

A できると思います。

Q Okay.ありがとうございます。

MS. HUPP これ以上の質問はありません。

裁判所 では検察官 (The State) から。

検察官による陪審員選任手続調査

Q [陪審Zに対し] 私はアル・マシュウズ (AL Matthews) です。私は本件での2人の検察官の1人です。極めて特定したいいくつかの質問があります、多分迅速にそれらを明らかにできると思います。あなたの義理の兄弟は警察官で、あなたは1年に4度ほど彼に会いますね。

A (頷く)。

Q あなたは今まで死刑について議論をしたことがありますか、それはかつて話題になったテーマですか。

A いいえ。

Q かつて家族の中でこの問題を議論する機会

がありましたか。

A なかったと思います。

Q あなたは質問表の中で述べておられますね、われわれはそれを読みました、もしある人物が人を殺害した、そして再び殺害するであろうことを露ほどの疑いを容れずに (beyond a shadow of a doubt) 立証されたのであれば、あなたは死刑に賛成するということでした。このような供述をしたことを覚えておられますか。

A はい。

Q まず最初にお尋ねします、あなたは今までに陪審裁判にかかわったことがありますか。

A ありません。

Q さて、あなたは陪審員の手引を読む前にこのような供述をしたのですね。

A はい。

Q では、お尋ねします、私が心配していることは、もちろん、露ほどの疑いを容れずという考えについてです。法は、合理的な疑いを越えたと述べています。そしてそれが実際にどういう意味であるかは後ほどあなたに説明されるでしょう。しかし、私は、法はそのようなことを意味していないということをあなたにはっきりと申し上げ (assure) ておきたいのです。それは、あらゆる疑いを越えたことないし露ほどの疑いを容れないことを意味していると裁判所があなたに説示することはないと思います。法はそれほどのことをわれわれに要求していないことを知りながら、あなたはそれでもなお、当の犯罪が行われたことを露ほどの疑いを容れずに立証することを州に要求しますか。

A 私はもっと知っていなければならなかったのでしょうか、今ではその言葉に当惑しています (I'm at a los for the words here.)。

Q どんな質問でもして下さい、もし説明する必要があると思えば。

A その人は再び犯罪を犯すであろうということが非常に明確でなければならないと私は心の中で考えています。

Q われわれは、そのようなことについて話しているではありません。

A 有罪であったということについてであれ

ば、イエスです。

Q そう、われわれはそのことについて話しているのですね？

A はい。

Q では、あなたは合理的な疑いの基準については満足していますか？あなたは法に従う用意があるということですね？

A はい。

Q 言い換えますと、人生において絶対に確実である (absolutely certain) というものはほとんどありません。

A 分かっています。

Q われわれがあなたに話しているのは基本的にそういうことです。合理的疑いという言葉は何を意味するのか――。

A (頷ずく)

Q ― われわれはすべての疑いを越えてまで立証する必要はないということです。

さて、われわれは量刑段階に到達しています、そして問題は少し異なっています。有罪認定段階では人は無罪と推定されます、刑罰段階での最初の出発点として、相当な刑罰はパロールなしの刑務所での生活であるということが推定されます。さて、あなたは当の人物は再び人を殺すであろうことを確信しなければならないと言われた。あなたは今では考えられる唯一の選択肢はパロールなしの刑務所での生活かそれとも死刑かの2つであることを知っておられます。この人物は、もし裁判にかけられて (is committed)、加重殺人で有罪と認定されると、再び娑婆 (the streets) に出てくることはありません、彼が以前偶然出くわす機会のあった人々と接触することはありません。ですから、彼が刑務所の外で誰かを殺害する可能性はこの時点で皆無ないし実際上皆無 (practically nix) です。あなたのおっしゃっていることの裏側を推測すると、もし彼は再び人を殺さないであろうということをあなたが確信することができれば、彼が再び人を殺すことができない状況下に死刑に賛成票を投ずることは難しいと考えておられるということでしょう。

A 私があのような供述をしたのは、パロール

に付しうるという前提の下でした。私は今日になって初めて、ワシントン州ではパロールなしの終身刑があることを知りました。

Q あなたは今では、そのようなことがあることを知り、かつそれらの意味するところのことを知っておられます。あの人物は彼の生涯の残りを刑務所に閉じ込められることになるにもかかわらず、あなたは死刑を科すことに賛成するときのことを考えることができますか。

A そのことについてはもう少し考えなければならなかったと思います。私は実際、先に述べたように、1時間前までパロールなしの終身刑の選択肢があることを知りませんでした。

Q そのことが突然分かったということですが、あなたは本件で州を代表する1人であることについては認識しておられると思います。もし彼が有罪と認定されれば、死刑賛成に投票するよう陪審に求めるという選択をわれわれはしました。

そこで非常に重要なことについてお尋ねします、すなわち、当の人物は彼の人生の残りにおいて決して刑務所の外に出られないことを知っているあなたに2つのことができるかについてお尋ねします。この2つは少し異なります。第1は、あなたは死刑を検討できるかどうかです、そして私がお尋ねしたい第2番目は、死刑を科すことができるかということです。約束その他のことを尋ねているではありません。

私があなたにお尋ねしているのは、あなたはまずそれを検討できるか、そしてもしできるのであれば、当の男が再び2度と (刑務所の) 外に出ることはないという状況下に、あなたはそれを科すことができるかということです。

A はい、できます。

Q では、死刑に値するとして彼を殺害させるというこのような考えは、そのことについてあなたはぐらついていないこと (something that you are not firm on) である、あなたは今ではそのようなには考えていないのですか？

A もしパロールが1つの選択肢であり、パロールなしも1つの選択肢であるというのであれ

ば、確かにそのように考えています。私は死刑を信じています。先に述べたように、毎日または毎週であっても人々の待合行列 (waiting line) が発生すべきであるとする確信はありません、しかし、厳しい状況下においてはそれは相当な方法であると考えます。

Q しかし、ある人が人生の残りを刑務所に閉じ込められて再び外の世界に出る機会がない、それが本件ケースでの状況です、あなたはこのような状況下に死刑を検討してそれに賛成票を投ずることができるのですか。

A それを考慮することはできます、イエスです。

Q では、あなたは死刑を科すことができます？

A もしそれが相当な方法であることを確信すれば、私はできます。

MR. MATTHEWS これ以上の質問はありません。

裁判所 分かりました。(陪審Zに) あなたに尋ねられた質問のいくつかに関して私の方から明確にしておきたいことが少しあります。

裁判所による陪審員選任手続調査

Q あなたは質問表の中で露ほどの疑いを越えた (beyond a shadow of a doubt) ことについて述べられています。そして検察官はそのことについてさらに深く論じました。法が合理的な疑いを越えた立証を州に課している基準というのはそのようなものであることをあなたは合点されました。そして明らかに、これは解釈の問題です。

あなたはバスケットボールの審判をされています。このことは質問表に書いてあります。大学レベルであったとしても、バスケットボールがいかに早いゲームであるかをあなたは知っておられます、時にはコールしなければならぬ、そのようなコールの場面で笛 (ホイッスル) を吹いて特定のコールをすべきがどうかをあなたは判断しなければなりません。合理的なコールと露ほどの疑いもない種類のコールとの相違を理解できますか。

A 理解できると思います。露ほどの疑いもな

いという言葉は、私がそれを書いたとき、確信はありませんが、多分ペリー・メイスンか何かを長年見ていたときに耳にした言葉だと思います。しかし、私が指摘したポイントは — でなければならぬと。

Q あなたは積極的 (positive) なものでなければならぬと考えていた？

A 積極的なものでなければなりません、そのとおりです。

Q 州はあなたを納得させなければならぬ？

A はい。

Q 彼らはすべての合理的な人を納得させなければならぬ？

A はい。

Q 裁判所 (陪審Zに対し) 陪審員席にお戻り下さい。廷吏が間もなくあなたをそこから退席 (excuse) させることになるでしょう。弁護人、この特定の陪審員に何かチャレンジすることがありますか。

MR. MATTHEWS あります。露ほどの疑いもないという言葉についてではありません、彼は合理的な疑いの基準には確かに当惑している (stick) ようです。しかし、もしある人は再び人を殺害することはできない、換言すると、彼の人生の残りを (刑務所で) 閉じ込められているのであれば、もしそのことが露ほどの疑いもなく立証されれば、基本的に死刑に賛成票を投じることができると述べたその供述に関して彼は大変混乱していると思います。そして彼は合理的な疑いを越えての意味を理解していることについては私も認めるつもりです。そしてもしある人が殺害し、再び殺害するというのであれば、彼はこのことに何か現実の問題を抱えていると思います。彼はこのことについて本当に考えたことはなかったと述べました。そしてこの時期になってそのことについて考える機会が彼にあるとは思われません。死刑を科す前に彼は再び殺さなければならぬ、または殺すことができないならぬというそのような考えに打ち勝つようなことを述べたとは思われません。以上が私の唯一のチャレンジです。

MR. MULLINGAN (弁護人) われわれに異議

はありません。

裁判所 弁護士、検察官事務所から要請があり、われわれは先に進むこととし[陪審員 Z]を免除(excuse)します。

〈スティヴンス裁判官の反対意見〉(スータ、ギンズバーグ、およびブライア裁判官同調)

何百万人ものアメリカ人は死刑に反対している。この国における事実上すべての共同社会の横断面には、死刑は確固として不当であると信じているにもかかわらず、死刑事件において陪審員としての務めを果たす資格のある市民が含まれている。パロールの可能性のない終身刑は極めて身の毛もよだつ事件を除いて科せられる最も厳しい判決であるとの個人の意見は“説示および宣誓に従って陪審員としての義務の履行を妨げまたは実質的に阻害される”ことにはならない。ウィット判決420頁。さらに、そのような立場を維持する個人、あるいは一般的な事柄として死刑に反対する個人であっても、“死刑に関する彼の見解を根拠に理由付きで忌避され得ない”のである。当裁判所は本日、これらの十分に確立している原理を無視し、それに代えて*voir dire*における陪審員の証言に関する州裁判所の誤った性格付けを盲目的に尊重することを選択した。本件は1996年の反テロおよび効果的死刑法の下でわれわれの審理することになったのであるけれども、本件において当裁判所によって州裁判所に対し与えられた敬意の程度は本件記録に全く基づいていない。本件記録等によれば、陪審員 Z を理由付きで排除した判断には正当とする理由はないので、私は反対しなければならない。(at 35-36.)

I 州が陪審員 Z を忌避したとき、“彼 (Z) は死刑を科せられうる本件に関して混乱しており、釈放と再犯の危険があるときにのみそれ (死刑) は相当であると信じていたことは明白である、より正確に陪審員 Z 証言の性格付けをすれば、彼は死刑に関して若干の留保をしていたけれども、相当と思われる場合には死刑を科すことを検討して賛成票を投ずることができる”と述べていた。(なお、陪審員 Z の供述とは対

照的に、ウィザースプーン・ウィット判決のルールの下で正しく排除された陪審員は“法に従って死刑を科すことができない”ことに関しては強力的な供述をしていた。例えば、ウィット判決では、個人的信念が被告人の有罪・無罪を判断する能力の妨げとなることを確認した陪審員について、そして【6】グレイ判決では“少し混乱していると思われたが死刑に賛成票を投じることができると述べた陪審員はアダムズ判決の下で陪審員としての資格があるのは明らかであると判示されている。”(at 36 n.2.)

死刑は相当であるとするその根底にある理由(または)それが奉仕する目的について尋ねられたとき陪審員 Z は、“もし人が矯正不可能でかつ釈放されると再び違反する”場合が死刑が相当とされる状況のタイプであると答えていた。ワシントン州法の下で利用できる2つの量刑はパロールの可能性のない終身刑かそれとも死刑かのどちらかであると説明されると陪審員 Z は繰り返し、たとえ被告人は決して釈放されないということが分かっていたとしても、死刑判決を検討し賛成票を投ずることができると述べていた。死刑を科すことに一般的な留保をしていたことに関しても、絶対的にそれに反対であるのではなかったことは彼の証言から明らかである。

検察官側の専断的忌避をこのような Z 証言によって正当化することはできるとはいえ、本日に至るまでウィザースプーン判決に引き続いて下された多くの事案はいずれも、そのような見解は理由付き忌避の裏付けとならないことを示唆している。1986年の【5】ロックハート判決(Lockhart v. McCree, 476 U.S. 106, 176)における当裁判所の法廷意見の中でレンキスト裁判官(当時)が説明したように“死刑に反対する者であっても、必ずしもそのすべてが死刑事件において理由付き排除の対象となるのではない。死刑は不当であると確固として信じている者であっても、それにもかかわらず、彼ら自身の信念を一時的に横に置いて法の支配に従うことを明らかにしている限り、死刑事件において陪審としての務めを果たすことができる”のであ

る。

本日の法廷意見は、このような厳格なルールに対する正当化理由を無視している。当裁判所は法廷意見において、陪審員Zの見解は裁判所の説示に従う彼の能力を“実質的に阻害する”であろうという州裁判所の結論を、われわれの先例の下でそれが何を意味するのかを調査することなしに、盲目的に受け入れているのである。

ウィット判決の下で陪審員の排除を正当化する阻害（impairment）を確認するために横切らなければならない最初の入口は、1986年のダーデン判決（Darden v. Wainwright, 477 U.S. 118）におけるパウエル裁判官の法廷意見において説明されている。ダーデン判決での判示は、単に死刑に反対すること——たとえ宗教または道徳的原理に基づいているときであっても——と法律上要求される陪審員の義務を果たすことができないこととの区別に正面から依拠しているのである。（at 36-39.）

当裁判所は、公判裁判所の判断には敬意が払われなければならないという事実可依拠する。公判裁判所には*voir dire*の間に陪審員Zの態度を観察するまたとない（unique）機会のあったことを理由とするのである。しかし、その背後にある理由付けがわれわれの先例に照らし誤っていることが明らかであるとき、その決定を額面通りに受け取ることはできない。陪審員Zの態度に関する本件記録の中で、いかなる状況においても死刑を科す能力に関する肯定的供述のインパクトを鈍らせる（dull）ものは一切ない。

当裁判所はその分析において、陪審員Zの理由付排除に弁護人が異議を唱えなかったことをとりわけ重視する。しかし当裁判所がその法廷意見の付録として付加している*voir dire*の記録を精査すると、それは必ずしも正確でないことが写し出されている。いずれの当事者も陪審員Zにチャレンジしているとはいえ、裁判官によって尋ねられると、州側はチャレンジし、そして弁護側は“異議なし”と答えるにとどまった。当裁判所は弁護人の“異議なし”の表明を陪審員Zの除外に異議がないことを意味していると

解釈しているけれども、陪審員Zを陪審員とすることに弁護人は異議がなかったのであるから、弁護人の“異議なし”は陪審員Zをチャレンジする理由はなかったことを意味するものと解する方がより明確である。（at 41-43.）

Ⅱ 当裁判所は本日、“実質的阻害”という意味を基本的に——多分、取り違えて——再定義した。控訴裁判所のコジンスキー裁判官（Judge Kozinski）の本件における意見は、【4】ダーデン判決におけるパウエル裁判官による法廷意見および【5】ロックハート判決におけるレンキスト裁判官による指摘によって明確に示されている基本的な区別を是認しており、われわれの先例の流れに強固に立脚しているのである。（at 43-44.）

【研究】 1 本判決は、第1級加重殺人に対する州段階での有罪判決の確定後に被告人が連邦の人身保護令状による救済を求めたところ連邦地裁がこの救済を否定したのに対し第9巡回区がこれを破棄し州最高裁もその判断を維持した事案につき、ウィザースプーンおよびウィット両判決で明らかにされた陪審員選任手続のルール違反の主張を再審理する裁判所は公判裁判所の決定を尊重しなければならないことを初めて明らかにした上で、原判決を破棄したものである。なお、アメリカでは、従前のコモン・ロー上の12人の陪審員による全員一致評決のルールが一部緩和されているが、こと死刑判決については被告人の罪責および量刑判断の両者につき12人の陪審員による全員一致評決がほぼすべての法域において堅持されている。また死刑に関する見解を根拠に陪審員候補者（potential juror）を理由付で忌避できる基準についても説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられまたは実質的に阻害される（prevent or substantially impair）かどうかであることも確立しており、これがいわゆるウィザースプーン・ウィット判決のルール（Witherspoon-Witt Rule）である¹⁾。そのため陪審員選任手続——いわゆる*voir dire*——での陪審員候補者への質問ないし調査が重要となる。本判決に付録として掲記されてい

る陪審員選任手続の記録を詳しく紹介したのはそのためである。

本判決は連邦の人身保護令状発付との関係で合衆国最高裁が上告受理を容れた事案であるが、専らウィザースプーン判決およびその関連判決 (its progeny) の適用が争われたのであり、この争点を理解するには本判決が引用するウィザースプーン、アダムズ、ウィットの各判決およびダーデンおよびロックハート、 그레이の各判決の正確な理解が欠かせない。

2 合衆国憲法第6修正は「すべての刑事上の訴追において、被告人 (the accused) は、犯罪が行われた州およびあらかじめ法律によって定められた地区の公平な陪審 (an impartial jury) による迅速な公開の裁判を受け……る権利を有する」と規定している。合衆国最高裁は1968年のダンカン判決²⁾において初めて第6修正の保障する陪審裁判の権利 (a right of jury trial) は第14修正によって州にも適用されることを明示した。その後、この陪審裁判の権利をめぐる判例が相次ぎ、陪審の構成については、9対3の非全員一致評決による有罪判決も第6修正の陪審裁判の権利を侵害しないことが確立している。他方、死刑事件については陪審による有罪認定後の裁判官単独による死刑判決の言い渡しは違憲であり、前述のように12人の陪審員の全員一致による評決が必要とされている。

A 以下、論述の便宜上、ひとまずウィザースプーン、アダムズ、ウィットの各判決の概要を記述した後、判文に即してその内容をあらためて順次紹介しておく。

まず1968年の【1】ウィザースプーン判決は、死刑に対し良心的なためらいがあると述べた陪審員候補者をすべて排除して選任された12人の陪審が被告人の有罪および死刑を認定した事案につき、死刑宣告にためらいを示した人をすべて排除して構成された陪審は地域社会の代表者たりえない、死刑への「良心的ないし宗教的ためらいを表明したという理由だけで」陪審員候補者を排除することによって陪審が選任されたのであれば、死刑判決は憲法上執行できないと

判示した。もっとも、死刑を科すことに“自動的に”反対することを“疑う余地なく明らかにした”陪審員候補者だけを排除して選任された陪審による死刑宣告については、一切かわりがない旨の脚注が付されていた。次に【2】アダムズ判決は被告人を有罪と認定した陪審が別途、死刑宣告の前提要件としての各種質問に答えることを要求する州法の下での宣誓を拒否したため排除された事案につき、ウィザースプーン判決に違反するとした。州法の下での試金石は「質問への肯定的回答から自動的に死刑が導かれるという事実によって陪審員としての義務の履行に何らかの影響を受けるかどうか」であるが、本件では排除された候補者が「激しく死刑に反対した」という証拠はないというのである。これを受けて1985年の【3】ウィット判決は、死刑判決に“自動的に”反対するかが明らかでなかった陪審員候補者を訴追側が理由付忌避申立てをした事案につき、アダムズ判決の判断基準が相当であるとした。ウィザースプーン判決は脚注で死刑に“自動的に”反対することを“疑う余地なく明らかにした”陪審員候補者を理由付きで忌避できると指摘したが、その後の判例はこの“疑う余地なく明らかに”という要件を堅持していない、したがってアダムズ判決の示した“説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行を妨げられるか実質的に阻害される”かという判断基準が妥当であるというのである。

【1】ウィザースプーン判決 (1968年)³⁾ ウィザースプーン (X) は1960年、イリノイ州で殺人罪で公判に付された。州法は“殺人の公判において、陪審員候補者に対する質問の結果、死刑を科すことに対し良心的なためらい (conscientious scruples) がある、または死刑に反対であると述べた陪審員はすべて理由付忌避の対象となる”と規定していた。“死刑評決に逡巡 (hesitate) している”陪審員を排除する無制限の理由付き忌避が訴追側に与えられていたのである。訴追側は公判で、死刑に気の咎め (qualms) を表明した陪審員候補者をすべて忌避することによって陪審員候補者のほぼ半数を

排除した。残された候補者の中から選任された陪審がXを有罪と認定して死刑を言い渡し、死刑判決は州段階で確定した。

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れた上で、次のような判断を示して原判決を破棄した。

①公判裁判官は*voir dire*の冒頭で“時間の浪費にならないよう良心的忌避者（*conscientious objectors*）を排除しましょう”と発言し、次々と迅速に47人の陪審員候補者が死刑に関する見解を根拠に理由付きで忌避された。死刑を科すことに絶対賛成しないと明確に述べたのは47人のうち5人にすぎなかった。6人は“死刑が良い（*believe in*）”とは思わないと述べるにとどまったにもかかわらず排除された。その6人のうちの4人を含む39人の陪審員候補者は、“死刑を科すことに対し良心的ないし宗教的なためらい（*conscientious or religious scruples*）があることを認めたにすぎなかったにもかかわらず、直ちに排除された。もっとも、1人の女性候補者だけが詳しく質問された。彼女は“あなたは死刑は良くないと考えているのですね”と質問され、“はい（*No*）、それは責任を負いたくない事柄です”と答えた。裁判官は彼女に“市民としての義務”を忘れないようにと注意した上で、再び、死刑に対し“宗教的または良心的なためらい”があるかどうかを質問した。今度は、彼女は一たんは否定的に答えたが、間もなく、誰かを死刑にすることに責任を持ちたくないことを繰り返した。このような見解はイリノイ州法の下で陪審としての資格がないことは明らかであるので、裁判官は彼女に「退席して下さい（*step aside*）」と告げた。

Xは、このように死刑を科すことにためらいがあることを示した候補者をすべて排除した後で選任された陪審には被告人の有罪・無罪を判断する権限はないと主張する。地域社会の横断面（*cross-section of the community*）から無作為に選ばれた陪審とは異なり、必然的に有罪支持に偏しているため容易に無罪の推定の原則を無視し、検察側の説明を受け入れて被告人を有罪と評決する、そのような陪審であると主張する

のである。この見解を裏付けるためにXは、“死刑容認陪審員（*death-qualified jurors*）は有罪・無罪の争点に関し訴追側に偏している（*partial*）とする科学的証拠”を提出する。しかし、Xによって提出された資料は余りにも仮定的かつ断片的（*too tentative and fragmentary*）であって、死刑に反対しない陪審員は有罪・無罪の判断において検察側支持に偏していることを確認するものではない。本件のような方法で選任された陪審によって下された有罪判決をすべて破棄する絶対的な憲法上のルールはない。（*at 515-518.*）

②しかし、このことはXには救済を求める権利がないという意味ではない。本件において陪審は2つの相異なる責任を委ねられた。すなわち、第1、Xは無罪であるか有罪であるかを判断すること、第2、もしXは有罪であると認定すれば、その量刑は拘禁刑か死刑かを決定すること、この2つである。陪審がXの有罪に関して偏見を抱いていたということは立証されなかった。しかし、このような陪審は量刑の判断者として第6修正および第14修正が被告人に保障している裁判の公平性（*the impartiality*）を著しく欠いていたことは明白である。（*at 518.*）

死刑に反対する者であっても、死刑に賛成する者に劣らず、自己に委ねられた裁量的判断を下し、陪審員としてした宣誓に従うことはできる。しかし、このような人がすべて排除された後で選任された陪審は、陪審としての任務を果たすことができない。死刑を良しとする人が過半数以下の国において、このような人々を排除して構成された陪審は地域社会の代表者たりえない。死刑の叡智（*wisdom*）について疑問を呈した人をすべて——極刑を宣告することにためらいを示した人をすべて——淘汰したそのような陪審は、その数が明らかに減少しつつある少数者だけを代表するにすぎない。（*at 519-520.*）

もちろん、被告人が有罪であるか無罪であるかの判断を“有罪判決のために組織された”裁判所の判断に委ねることのできないことは確立している。本日の判示は、かかる原理と紙一重

の差にすぎない。死刑を宣告ないし勧告する陪審が、単に死刑に対する一般的異議を唱えたとか死刑を科すことに良心的ないし宗教的なためらいを表明したという理由だけですべての陪審員候補者が排除されたその後で、選任されたのであれば、そのような陪審による死刑判決は憲法上執行できないことを判示しておく。(at 521-522.)

「しかし、われわれが本日述べたことは、現に理由付きで排除された陪審員候補者は、①公判においてその面前で展開されるであろう証拠を検討することなく死刑を科すことに自動的に(automatically)反対するであろうこと、また②彼らの死刑に対する見解の結果、被告人の有罪に関して公平な判断ができないであろうことを疑う余地なく明らかにした(made unmistakably clear)者に限られていた」のであり、その後に選任された陪審によって死刑を宣告された被告人を処刑する州の権限については一切関係がないことを繰り返しておく。(at 522 n. 21.)

【2】 アダムス判決(1980年)⁴⁾ テキサス州での死刑判決の公判は、2段階手続で行われる。第1段階において陪審は被告人の有罪・無罪の問題について検討する。陪審が被告人を死刑犯罪で有罪と認定すると、公判裁判所は別の量刑手続を開く。この第2段階で陪審は、いずれかの手続で提出された証拠を基礎にして以下の質問、すなわち、①被害者の死をもたらした被告人の行為は被害者その他の死がもたらされるであろう合理的期待の下に行われたものであるか、②被告人は社会にとって継続的脅威となる刑事上の暴力的行為を犯す可能性があるか、および③被害者を殺害した被告人の行為は、たとえ被害者による挑発があったとしても、それに対応するものとして不合理であったか、これらの質問に答えることが求められる。もし陪審が各質問に対する答えが合理的な疑いを越えて“イエス”であると認めれば、被告人に死刑を言い渡すことが裁判所に要求される。各質問に対する答えが“ノー”であると陪審が認めれば、裁判所は被告人に終身拘禁刑を言い渡すこ

とになる。(at 41-42.)

アダムス(X)は本件において、治安官(peace officer)殺害の死刑犯罪(capital offense)で起訴された。個々の陪審員候補者のvoir direでの調査中に検察官は、時には公判裁判官も、テキサス刑事法31条b項で説明されている宣誓をすることができるかに関して徹底的に質問した。同b項は、次のように規定している。すなわち、“陪審員候補者は、死刑犯罪で被告人が有罪と認定されれば、終身拘禁刑または死刑の刑罰が必要的(mandatory)であることを告知される。陪審員候補者は宣誓下に、絶対的な死刑または終身拘禁刑の刑罰であるということで事実問題に関する判断に影響を受けることはない」と述べない限り、陪審員として務める資格を喪失(disqualified from serving as a juror)する。”公判裁判官は結局、b項の宣誓を拒否した多数の陪審員候補者を免除(excused)した。このような手続の下で最終的に選任された陪審はXを有罪と認定し、そして量刑手続段階で前述の3つの質問に肯定的に答えたため、公判裁判官はXに死刑判決を言い渡し、この判決は州段階で確定した。

これに対し、合衆国最高裁は、上告受理の申立てを容れた上で、次のような判断を示して原判決を破棄した。

当裁判所は【1】ウィザーズプーン判決において、voir direの調査で死刑を科すことに良心的なためらいがある、あるいは死刑に反対であると表明した陪審員候補者をすべて排除して選任された陪審による死刑判決を憲法上執行できないと判示した。しかし、同判決は脚注(at 522, n.21.)で、より限定的な証拠に基づいて陪審員を排除する権限を訴追側は有していることを認めた。すなわち、現に理由付きで排除された陪審員候補者は、①公判においてその面前で展開されるであろう証拠を検討することなく死刑を科すことに自動的に反対するであろうこと、または②彼らの死刑に対する見解の結果、被告人の有罪に関して公平な判断ができないであろうことを“疑う余地なく明らかにした(unmistakably)者に限られていた、”そのよう

な候補者を排除した後で選任された陪審によって死刑を宣告された被告人を処刑する州の権限には本件判示は一切関係がないことを認めていた。この脚注の一文は明らかに、「説示および宣誓に従いうる陪審員を獲得する州の正当な利益との調和」を意図していたことは明らかである。

われわれは、その他の判例で再び「法に従うことのできる陪審員を獲得する州の正当な利益を強調した。」これら一連の判例は、「説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられ、または実質的に阻害されるであろうことが認められない限り」死刑に関する彼の見解を根拠に陪審員候補者は理由付で忌避されることはないという命題を確立している。陪審は公平に事実を検討して判断を下し、裁判所によって説示されたように良心的に法を適用するであろうと州は主張できるのである。(at 44-46.)

このようなルールがテキサス州によって採用された本件手続に適用されるところにほとんど困難はない。要するに、テキサス州の陪審員には、“すべての関連証拠に基づいて、なぜ死刑が科せられるべきであるかだけでなく、なぜ死刑が科せられるべきでないかを”検討することが許されなければならない。陪審員の死刑に関する見解が陪審員としての務めを果たす方法に影響を及ぼしたであろうことは明らかであり、本件での陪審員候補者はウィザースプーン判決に合致して排除されたということはできない。b項の下での排除もかかる観点から検討されなければならない。

b項の下での調査の試金石は、「質問への肯定的回答から自動的に死刑が導かれるという事実が陪審員の義務の履行に何らかの影響を及ぼすであろうかである。」しかし、州は本件で、極めてまじめに自己の責任を考えて影響を受けるかもしれない影響を受けないかもしれないことを正直に認めたにすぎない陪審員を排除するためにb項を用いた。「これらの各個人が憲法上有効な死刑制度を運営するための訴追側の正当な努力を挫折させるほど激しく死刑に反対したということは本件記録上明らかでない。」

したがって、そのような陪審員候補者が排除され、その後に選任された陪審によって科せられた死刑判決を執行する権限を憲法は訴追側(州)に与えていない。「それが死刑を維持している範囲で」テキサス控訴裁判所の判決を破棄する。

【3】 ウィット判決(1985年)⁵⁾ ウィット(X)はフロリダ州で第1級謀殺罪で有罪とされた。「陪審の勧告に従って公判裁判所は死刑を言い渡し」死刑判決は州段階で確定した。Xは「数人の陪審員候補者が死刑に関する見解を理由に排除されたのは【1】ウィザースプーン判決に違反しており不当である」等主張してフロリダ州中部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状発付の申立てをした。同地裁はこれを退けたが、第11巡回区連邦控訴裁判所はこれを破棄し、令状発付を認めた。*voir dire*時の次のような検察官と陪審員候補者コルビー(Colby)とのやりとりはコルビーの理由付忌避を正当化するものではないと認めたのである。

- Q さて、質問を1つさせて下さい。あなたは死刑に対し宗教的な信念または個人的な信念をお持ちですか。
- A 個人的には嫌です(I am afraid personally)。しかし、
- Q どうかもっとはっきり話してください。
- A 個人的には少し嫌です。しかし、全く宗教的なものではありません。
- Q では、そのことで本件で陪審員として(陪審員席に)座ることに支障(interfere)がありますか。
- A 支障があるように思います(I am afraid it would)。
- Q そのことで被告人の有罪・無罪を判断するのに支障がありますか。
- A あるように思います。
- Q それは支障になると思っているのですか?
- A 支障になると思います。
- Q 裁判官殿、この点で理由付忌避を求めます。
- 裁判官 分かりました。退席してください。

これに対し、合衆国最高裁は上告受理の申立てを容れた上で、次のような判断を示して原判決を破棄した。

当裁判所は【1】ウィザースプーン判決において、死刑を科すことへの良心的ためらいを明らかにした陪審員候補者を州が理由付で免除するとき、州は第6修正および第14修正の下で公平な陪審による裁判を受ける死刑事件の被告人の権利を侵害すると判示した。しかし、同判決は脚注で、“①公判においてその面前で展開されるであろう証拠を検討することなく死刑を科すことに自動的に反対するであろうこと、または②死刑という刑罰に対する見解の結果、被告人の有罪に関して公平な判断を下すことができないであろうことを”“疑う余地なく明白にした”のであれば、その陪審員は理由付で排除されうると指摘していた。

ウィザースプーン判決は当の文脈の下で最もよく理解できる。ウィザースプーンの裁判ではイリノイ州法の規定に従って陪審員候補者のほぼ半数が“死刑という刑罰について気の咎め(qualms)を表明した”ことを根拠に理由付で免除された。当裁判所は、このような手続の下で選任された陪審は第6修正によって要求されている公平な陪審とはいえないと判示し、死刑を言い渡しまたはその勧告をした陪審員が死刑に一般的に反対であると述べたという理由だけで、あるいは死刑を科すことに良心的ないし宗教的なためらいがあることを明らかにしたという理由だけで陪審員候補者が排除されてその後当の陪審が選任されたのであれば、死刑判決は憲法上執行できないと結論した。

当裁判所は【2】アダムズ判決において、【1】ウィザースプーン判決の基準を再検討した。テキサス州の死刑宣告制度によると、陪審員は公判裁判官の3つの質問に答えることを要求され、各質問が肯定的に回答されると裁判所は死刑を言い渡すことが必要とされた。当裁判所は先例を検討し、説示および宣誓に従うことのできる陪審員を獲得することに州は正当な利益を有していることを指摘した上で、これら一連の判例は“説示および宣誓に従う陪審員としての義務

の履行が妨げられまたは実質的に阻害されることが認められない限り、死刑に関する彼の見解を根拠に陪審員候補者は理由付で忌避され得ないという一般的命題を確立している”としつつ“陪審員は公平に事実を判断し、説示に従って良心的に法を適用するであろうことを訴追側は主張できる”と結論した。このような判例法の結果、死刑に反対であるため法を適用したり事実を検討することのできない陪審員候補者と、死刑には反対であるにもかかわらず公判で提出された証拠に良心的に法を適用する陪審員とを区別するという困難な仕事が公判裁判所に委ねられている。いずれにせよこの仕事は困難であるとはいえ、アダムズ判決で適用された基準はウィザースプーン判決の脚注の文言と著しく異なっているという事実によってさらに困難となることは明らかである。

「それ故、この機会にウィザースプーン判決の意味を明確にし、陪審員候補者が死刑に関する見解を根拠に理由付きで排除されるとき適切な判断基準として先に引用したアダムズ判決からの基準を再確認しておく。その基準は、陪審員の見解が“説示および宣誓に従って行動する陪審員としての義務が妨げられ、または実質的に阻害されるであろうことが認められる”かどうかである。ウィザースプーン判決の“自動的に”反対すると言及部分を不要とすることに加えて、この基準は陪審の偏見が“疑う余地なく明白に(unmistakably clear)”立証されたことまで要求するものでないことを指摘しておく。」(at 424-425.)

この基準に照らすと、第11巡回区控訴裁判所の判断は少なくとも部分的に誤っていたことは明らかである。すなわち、同裁判所は陪審員候補者コルビーに関する質問および彼女の回答が死刑判決に対し“自動的に”反対することを示しているかどうかだけに焦点を合わせているからである。他方、公判裁判官によるコルビーの偏見の認定は適切な基準の下になされており、そのことは記録によって十分に裏付けられている。(at 426.)

B このようにウィザースプーン・ウィット

法則自体は確立しているが、その適用がとくに争われたのが、ダーデン、ロックハート、グレイの3判決である。そしてグレイ判決では陪審員選任手続で候補者が排除されるに至る経緯が詳細に述べられているため、ウィザースプーン・ウィット法則の意味内容をあらためて理解する上でも有益である。以下、判決文に即して——とくにグレイ判決については詳しく——順次検討しておく。

【4】ダーデン判決(1986年)⁶⁾ ダーデン(X)は1974年、フロリダ州の家具店での殺人、強盗、および殺人の意図での暴行——経営者の男性を射殺後にその妻にoral sexを強要、かけつけた隣人に発砲して負傷させたという事案——で有罪とされた。フロリダ州法によれば、Xを有罪とした陪審がさらなる証言・弁論を聞いた後で死刑を科すべきかに関して裁判官を拘束しない勧告をする。陪審は死刑を勧告し、公判裁判官はこの勧告に従った。州段階での死刑確定後にXが連邦の人身保護の救済を求めたところ、地裁がこれを却下したが、控訴審は全裁判官関与の2回目の審理で「陪審員候補者の1人の免除は不相当」であるとのXの主張を認め、これを破棄した。

これに対し、合衆国最高裁は州側の上告受理の申立てを容れた上で、ウィット判決に照らして控訴審判決を無効であるとして差し戻したところ、差戻審は救済を否定した。そこでXは執行停止の申請をしたところ、合衆国最高裁は上告受理の申立てとして取り扱うとしてこれを容れた上で、次のような判断を示し、差戻審の判断を維持した。

「申立人(X)は、陪審員候補者の1人であるM氏は【3】ウィット判決で詳論された基準の下で不相当に排除されたと主張する。同判決は、【1】ウィザースプーン判決での法廷意見を修正したものである。ウィザースプーン判決は、死刑という刑罰に対する彼らの反対が極めて強固なため死刑判決に自動的に(automatically)反対票を投ずる……陪審員候補者は理由付で忌避されると判示した。ウィット判決は【2】アダムズ判決を引用しつつ、相当な基準は陪審員

の死刑に関する見解が“説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられるか実質的に阻害される”であろうかどうかであると判示した。」(at 175.)

この争点に関するXの主張は専ら、公判裁判所がM氏を排除する前にした質問の言葉に依拠していた。同裁判所は“死刑に反対する道徳的ないし宗教的良心的な考えが非常に強いため、事実いかにかわらず、あなた自身の信念に反することなしに死刑を勧告することに賛成票を投ずることができないという信念がありますか”と質問した。Xの主張によると、このような質問は本件で必要とされる法的基準を正確に述べていないという。「しかし、ウィット判決が明らかにしているように、われわれの調査は単一の機械的な質問と答の引用で終るのではない。」それ故、われわれはM氏の排除を取り巻く文脈を検討して、M氏の信念は“陪審員としての義務の履行を実質的に阻害する”であろうという公判裁判所の決定は記録によって十分に(fairly)裏付けられていたかを判断することとする。

公判裁判所は、この点に関して個々の候補者に質問する前にM氏を含めたすべての陪審員候補者に次のように話しかけていた。すなわち、“さて、皆さん方に1人ずつ(individually)同じ質問をしますので注意深く聞いてください。私の知りたいのは、死刑に反対する非常に強い宗教的道徳的ないし良心的な信念があるため、あなた方に提示されたのは法の下で死刑勧告を要求するような事実であるとしても、助言的な死刑の宣告(advisory sentence)に賛成票を投ずるような気持にはなれない(unwilling to vote)かどうかということです。私の質問の意味が分かりますか?”

公判裁判所は次いで陪審員候補者への個別的な質問にとりかかったが、陪審員候補者が法廷にいる間にそのような質問をした。それ故、個別的な質問を介して、陪審員候補者はすべて裁判官の質問とそれに対する回答を聞くことができた。事実、検察官は繰り返し、質問されている個々の候補者から以前の質問を聞いてそれを

理解していたことをその都度確認しつつ、他の陪審員候補者への以前の質問とそれを一体化していた (incorporated)。 (at 175-176.)

裁判所は、個々の陪審員候補者に質問するとき正しい基準を繰り返し述べた。Mは在廷していたため裁判所が何度も何度も正しいウィザースプーン判決の質問をしているのを聞いていた。例えば、裁判所はMrs. Macyに“いかなる状況下においても死刑に反対であるため死刑を勧告する気持にはなれない、そのような良心的な道徳的ないし宗教的信念がありますか”と質問していた。上記の質問に肯定的に答えたMr. Varneyに対しては、裁判所はさらに“法の下では死刑が合法的勧告であるような証拠がある場合であっても、あなたの良心的な信念を理由にそのような勧告をする気持にはなれないというのですか”と尋ねていた。M氏の前にvoir direの調査中に4人の陪審員候補者がウィザースプーン判決を根拠として除外されていた。(at 177 n.3.)

このような多くの質問の事例に接した後で、Mは陪審席に着席した。裁判所はまずMの職業を尋ねた、そして彼はすでに退職していたが退職する前の8年間はSt. Pios神学院 (Seminary)の管理部門で働いていたことを知った。そこで裁判所は、先に指摘したように、“死刑に反対する道徳的ないし宗教的良心的な信念が非常に強いため、事実いかににかかわらず、あなた自身の信念に反することなしに死刑を勧告することに賛成できないと考えておられますか”と尋ねた。Mが“はい、そのような信念があります”と答えた後で、彼は免除された。

「Mに尋ねられた質問、および彼がした回答の正確な言葉それ自体で、彼はいかなる状況下においても死刑を勧告できないという結論を強いるものではない。しかし、“陪審員の偏頗の有無の判断は英国国教会の公会教義問答 (catechism) のような方法で結論を得る問答方式 (question-and-answer sessions) に還元できない”ことをウィット判決は認めていた。」公判裁判所には、(本件で) 明らかにそうであったように、陪審員候補者の態度についてのそれ自身の

評価に支えられて“Mの見解は陪審員としての義務の履行を妨げまたは実質的に阻害されるであろうかを判断する義務がある。”この判断をする際に公判裁判所は、ウィット判決の意味と目的を明らかにする一連の質問中にMは在廷していたという事実を考慮できた。Mの陪審員の免除に対し弁護人による特段の異議の申立てはなされなかった。裁判所も、以前に認めていたそれ以上の質問をする必要を認めなかった。われわれはvoir dire全体の記録を検討し、この陪審員 (M) を排除した控訴裁判所の理由付けに同意する。(at 178.)

【5】ロックハート判決 (1986年)⁷⁾ ロックハート (X) はアーカンサス州法の下で死刑重罪謀殺 (capital felony murder) で告発された。州法に従って公判裁判官は、いかなる状況下においても死刑判決に賛成できないとvoir direで述べた陪審員候補者をすべて除外 (removed) したため、8人の陪審員候補者がこの理由で排除 (excluded) された。その後選任された陪審はXを有罪とし、この有罪判決は州段階で確定した。そこでXは連邦上の人身保護令状による救済の申立てをした、そして“ウィザースプーン型排除 (Witherspoon excludable)”による陪審員候補者の理由付き排除は地域社会を代表する横断面から選任された公平な陪審によって有罪・無罪を判断してもらう第6修正および第14修正の下での彼の権利を侵害していると主張した。

地方裁判所は“死刑容認 (death qualified)”問題に関して審理を開き、2段階に分けて行われる死刑事件公判 (bifurcated capital case) の有罪段階の前に彼らを陪審員から排除する効果にあわせて“ウィザースプーン型排除”に関する数多くの社会研究を証拠として認めた上で、“死刑容認”手続は“死刑を容認しない (non-death qualified) 陪審”よりも死刑犯罪の被告人を“より多く有罪とする傾向にある”陪審をもたらすことになる、それ故、“死刑容認”手続は第6修正および第14修正の公正な横断面および公平性の要求の両者に違反すると結論した。第8巡回区は、地方裁判所の結論には“十分な

証拠による裏付け”があると認め、人身保護令状による救済許可を維持した。

これに対し合衆国最高裁は、上告受理の申立てを容れた上で、次のような判断を示して原判決を破棄した。

①本件での法律問題に移る前に、“死刑容認 (death qualification)” 手続は“有罪に傾斜する (conviction prone)” 陪審を産み出すとの下級審の判断の根拠となった証拠にはいくつかの重大な欠陥があると指摘せざるを得ない。地方裁判所の依拠する近時の社会科学研究は結論的にも有効でありかつ相当であると仮定したとしても、われわれは、死刑事件において“死刑を容認する”陪審員の選任を憲法は禁止していないと判示する。(at 168-173.)

②“公正な横断面”の主張の本質は“地域社会における特定 (distinctive) グループの組織的排除である。本件での争点である“ウィザースプーン型排除”のように、陪審員としての義務の履行が妨げられまたは実質的に阻害されるというような共通の態度によってのみ定義されるグループは、“特定のグループ”ではない。要するに、ウィザースプーン型排除は公正な横断面の趣旨の“特定のグループ”に該当しないと結論し、“死刑容認”は公正な横断面の要求に違反しないと判示する。(at 173-177.)

③Xは、要するに、“ウィザースプーン型排除”はなかったのであるから、その後に選任された陪審はXの有罪に“傾いていた (slanted)”ことを理由に、本件陪審は公平性を欠いていたと主張する」が、同意できない。Xを有罪とした陪審は“死刑容認”の手続過程によって“傾斜していた (slanted)”のは明らかであるとXは主張する。しかしXは、憲法上の公平性の保障を何ら侵害することなしに正確に同一の12人の個人が偶然 (luck of the draw) によって彼の陪審になったことを認める。個人としての陪審員よりも陪審に焦点を合わせるべきであるとの彼の立場を受け入れたとしても、一定の陪審が州の処理した (state-ordained) 過程から生み出されたとき憲法に反して不公平であるけれども、正確に同一の陪審が単なる偶然から生み出

されたとき公平であるという主張の論理は理解し難い。(at 178-179.)

Xは、住民全体ではなく刑事被告人に有利な個人のグループを排除することによって陪審を傾斜 (slants) させるとき州は常に憲法に違反するという命題は【1】ウィザースプーン判決および【2】アダムズ判決によって裏付けられていると主張する、しかし、そのような主張は両判決と本件事案との間にある2つの重要な相違を無視し、かつこれら2つの判決の趣旨および範囲を誤解している。

第1、ウィザースプーン判決で批判されたイリノイ州の制度やアダムズ判決で問題となったテキサス州の制度とは異なり、本件で争われているアーカンサス州の制度はウィザースプーン判決等で検討された量刑段階での排除が相当とされる者だけを陪審から排除する。死刑事件において有罪と量刑の両段階を決定するのに単一の陪審を堅持する州の根拠は、陪審の忌避への中立的な正当化理由の欠如に関し当裁判所がウィザースプーン判決でした推論を否定するのに十分である。(at 180-182.)

第2、より重要なことは、ウィザースプーン判決もアダムズ判決も死刑の量刑という特別の文脈を取り扱っていたことである、そのような文脈での陪審の裁量の範囲はバランスを欠いた (imbalanced) 陪審の効果への関心はより重大である。われわれがウィザースプーン判決で強調したように、“イリノイ州においてはその他の州におけると同様に所与の事案で死刑が相当な刑罰であるかを判断する広範な裁量が陪審に与えられており、陪審員の死刑に関する一般的な見解がこのような判断において不可避免的な役割を果たしている。イリノイ州法の下での死刑判決はこのような本質的に全く自由な裁量の行使にかかわる (involved) ことを理由にわれわれは、州が“中立の線を越え”“普通以上に進んで人に死を宣告する陪審が生じた”とき、州は憲法を侵害したことになると判示した、そしてアダムズ判決において、同一の基本的根拠をテキサスの死刑宣告制度に適用したのである。

本件では、これらとは対照的に、死刑の量刑

ではなく事実を認定し刑事被告人の有罪・無罪を判断するという陪審のより伝統的な役割をわれわれは取り扱っている。ウィザースプーン判決およびアダムズ判決は死刑量刑という特別の文脈外にも広く適用できるというXの提案を退けることとし、これら2つの判決は第8巡回区によって到達された結果の裏付けとはならないと結論する。

【6】グレイ判決（1987年）⁸⁾ 本判決はウィザースプーン判決の不当な陪審員候補者の理由付き排除の事案には無害法理の適用はないことを再確認したものであるが、排除手続の事実関係が複雑であるので、判示にあわせてその内容を詳しく紹介しておく。

【事実の概要】 申立人グレイ（X）は1982年1月、ミシシッピ州甲郡で被害者Aを誘拐中に刺殺したとして起訴された。公判裁判官はすべての陪審員候補者を法廷に召集することによって陪審員選任手続（jury selection process）を開始した。彼は次に陪審員席に12人の候補者を集めることによってvoir direのための最初の陪審員団（panel）を組織した。裁判所による本件および関係者の知識の有無に関する予備的質問（preliminary questioning）の後で、検察官が最初に陪審員団の調査を開始した。検察側の専断的忌避によって1人が除去された後、もう1人の陪審員候補者が検察側による質問を受けるために陪審員席に呼ばれた。検察官が残りの候補者全員を受け入れることを認める段階に至ったとき、voir direは弁護側に移行し、Xの弁護人が同じ手続を開始した。各当事者が陪審員席に集められた陪審員候補者を調べる質問が最後までこのような方法で続けられ、最終的な陪審員が選任された。（at 651.）

陪審員候補者はそのほとんどが個別的に質問されたが、法廷で呼出しを待っている陪審員の面前で行われただけでなく陪審員席にすでに座っている他のメンバーの面前でも行われた。その結果、陪審員候補者は、異なった回答（responses）の結果を知ることができたので、どのような回答をすれば陪審から排除されることになるのかを知ることになった。そのため検

察官の質問中に難しい問題（difficulty）が生じたのである。検察官は各候補者に、死刑に関して良心的なためらいがあるか、そして死刑を科すことに投票できるかどうかを尋ねた。陪審員候補者が何らかのためらいを明らかにしたり投票をする能力に何らかの曖昧さ（uncertainty）を示したときはすぐに、検察官はその陪審員候補者を理由付で排除することを求めた。1つの事例で裁判所はその申立てを入れた。しかし、裁判所は陪審員候補者の3,5,6,9,12,13,15,16番の8つの事例で、その申立てを退けた。そこで検察官は「これらの8人の陪審員候補者を排除するために専断的忌避を使った。」

なお、陪審員候補者の理由付排除の申立ては、もちろん、法律問題として、陪審員としての務めを果たす資格がないことを示す特別の原因ないし理由によって裏付けられていなければならない。理由付で忌避できる陪審員候補者の人数には制限はない。これに対し、州側は伝統的に割り当てられた人数の専断的忌避に限定されていた、専断的忌避は通常特定の理由なしに行使できるので憲法上の制約があるからである。ミシシッピの制定法によれば“死刑事件において被告人および州はそれぞれ12回の専断的忌避が認められている。”検察官はグレイの公判で、明示にはウィザースプーン判決に言及していなかったけれども、「これら8人の陪審員候補者の死刑に関するためらいは非常に強い」として陪審員の責任感を誇張する（heighten）するだけでなく、むしろ宣誓に従って行動することを妨げるものである、それ故、ウィザースプーン判決の下で理由付で排除できることを裁判官に説得しようとしていたことは明らかである。（at 652 n.3.）

裁判官は、これらの理由付排除の申立てを退けた後で、陪審員候補者は多分、検察官への回答において率直（forthright）でなかったと指摘し、陪審員から排除されるためにわざと不誠実なためらい（insincere hesitation）を表明したとして彼らを非難した。彼は特に次のように警告した。すなわち、「単に陪審を免除してもらうためにそのようなことを言うて欲しくありませ

ん」(I don't want nobody telling me that, just to get off jury)と警告したのである。本件記録を再吟味したところ、検察官は裁判官が警告をする前にこの問題について知っていたのは明らかである。

陪審員候補者のBが陪審員席に呼ばれた頃には検察官は、州の専断的忌避のすべてを行使していた。そのうちの4つはウィザースプーン判決とは全く無関係の理由で行使されたことは明らかだった。voir direは少し混乱していたけれども、最終的にBは相当な事案では死刑を考慮できると述べたので、Bは死刑を科すことに投票できると裁判官は結論した。検察官は、Bが陪審になることを望まないと決定していたが、専断的忌避の権利が残されていなかったので、このような忌避を別途(another)認めるよう裁判所に求めた。(なお、本件での口頭弁論中に当裁判所からの質問に応じて州側は、ミシシッピー州の事案で公判裁判官がさらに専断的忌避を認めたケースがあると述べた。しかし、彼は続けて、この問題に関する州裁判所の判決があることは知らないと述べた。)検察官は州側の4,5人に対する理由付忌避の申立てを裁判所が退けたのは誤っていたのであり、そのためこれらの陪審員候補者に対する専断的忌避を使わざるを得なくなったのであると主張した。検察官は、別途の忌避が認められれば、それを用いてBを除外するであろうと断言した。

弁護側が13人目の専断的忌避を訴追側に認めることに異議を唱えた後で、検察官は、先に退けられた理由付忌避のうち1つを破棄(reverse)することによって専断的忌避を州に回復する(restore)方法を裁判所に求めた。公判裁判所は“私は彼らについて調査しませんでした、もちろん、彼らは曖昧ではなかったことは認めます、およそ5人についてのことです。有罪に投票または無罪に投票するかどうか彼女(B)に尋ねて下さい、そして彼女がどのように言うのか確かめてみましょう。もし彼女がそのことに関して曖昧なことを述べれば、決心がつかない人物として彼女を免除しましょう。”

検察官の質問に答えてBは、有罪の評決でも

無罪の評決でも下すことができる、そしてもし評決が有罪であれば死刑に賛成票を投ずることができる」と述べた。彼女のこのような回答にもかかわらず、検察官は再び、彼女を理由付で排除するという申立てをした。弁護人は、検察官の質問に対するBの回答によれば、彼女を理由付で排除できないと指摘した。弁護人はさらに、理由付で排除されなかった以前の陪審員に対して、ウィザースプーン判決の下で排除できるかを判断するための適切な質問を検察官はしていなかったと主張した。裁判官は、検察官は相当な言葉を用いていなかったということに同意し、そして“このことに関して私は彼らに質問すべきであった”と指摘した。

さらなる議論の後で裁判官はBを理由付で免除したが、陪審員候補者のメンバーを理由付きで排除することを以前に拒否したことにつき再検討することには応じなかった。両当事者が陪審員席に座る12人と補充員2人を受け入れるまでvoir direは続けられた。公判は同日の午後に始まり、3日後に陪審がXを死刑殺人で有罪とし死刑を言い渡したときに終了した。

ミシシッピー州最高裁は、それ以外については全員一致の意見であるが、Bの排除はXの公正公平な陪審裁判を受ける権利を侵害し、かつウィザースプーン判決の命令と矛盾していることを理由に無効であるとのXの主張に関しては見解が分かれた。多数意見は、Bのvoir direを吟味した後で、【2】アダムズ判決および【3】ウィット判決の下でBは陪審員としての資格のあることは明らかであるというXの主張に同意した。しかし、この陪審員を誤って排除した公判裁判所の決定によってXは偏頗な取扱い(prejudiced)を受けていないと結論した。これに対し、サリバン裁判官(Justice Sullivan)の反対意見は他の2人の裁判官の同調を得て、専断的忌避ではなく理由付で公判裁判官はBを排除したことを強調した。反対意見の見解によれば、多数意見の結論は無効である、けだし、Davis v. Georgia, 429 U.S. 122 (1976) (per curiam)の下で裁判所はウィザースプーン判決違反の棄却(dismissal)を無害の誤り(harmless

error) として取り扱うことはできないというのである。

これに対し、合衆国最高裁はDavis判決を放棄すべきであるか、そして陪審員の不当な理由付排除は無害 (harmless) 法理の適用を受けるかを判断するため上告受理の申立てを容れ、次のように判示して、原判決を一部破棄差し戻した。(at 656-657.)

【判示】 当裁判所は10年以上前にDavis v. Georgia (前出) において、州裁判所の判断を略式 (summarily) で破棄し、公判裁判所がウィザースプーン判決の適用を誤り死刑陪審から陪審員としての資格ある陪審員候補者を排除したとき、陪審による死刑判決は維持できないと決定した。本件は、当裁判所がこの決定を破棄し、その代りに誤った(陪審の)排除は無害の誤りの吟味にさらすべきかどうかという問題を提供している。(at 650-651.)

(1) 当裁判所は【1】ウィザースプーン判決において、第6修正および第14修正の下での公正な陪審裁判を受ける死刑事件の被告人の権利は“死刑判決に一般的に反対であると述べた、あるいは死刑を科すことに対し良心的宗教的なためらいがあることを表明したというそのような理由だけで”陪審員候補者を排除することを禁止していると判示した。陪審員候補者の排除は、“手続の過程で明らかになった事実および状況のいかんにかかわらず死刑に反対することを最終的に確約した (irrevocably committed)”人で、かつ有罪の問題に関して公正な判断をすることが妨げられるような見解を有する人に限定されなければならないというのである。その後われわれは何度かの機会にウィザースプーン判決のルールを再吟味した、その1つが【3】ウィット判決であり、そこでわれわれは陪審員候補者が死刑に関する彼らの見解を根拠に理由付で排除されうかを判断するための基準を明らかにした。われわれは同判決において関連する調査は“当の陪審員の見解が説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられ、または実質的に阻害されるかどうかである”と判示し、【2】アダムズ判決を引用したの

である。

この基準の複雑さ (intricacies) について再び丹念に調べる (delve) 必要はない。しかし、第6修正および第14修正の下での死刑事件の被告人の公正公平な陪審裁判を受ける権利の重要性に留意することは必要である。

レンキスト裁判官は最近、当裁判所を代表して次のように説明した。すなわち“死刑に反対する人であっても必ずしも死刑事件において理由付で排除されるものではないことを記憶しておくことが重要である。死刑は不当であると断固として信じている人であっても、法のルールを尊重して彼ら自身の信念を一時的に横に置くことに応ずることを明確にしている限り、それにもかかわらず死刑事件において陪審員としての務めを果たすことができる”というのである。ロックハート判決176頁。

理由付で陪審員を死刑事件の陪審から排除する州の権限は、“彼らの宣誓に従わないことによって憲法上の死刑判決の仕組みを実施する際の州の正当な利益を挫折 (frustrate)”させるであろう陪審員を排除する州の利益以上には及ばない。ウィット判決423頁。彼らの死刑に関する見解を根拠に陪審員候補者の理由付排除を認めることは、陪審員候補者の横断面を不必要なまでに狭めることになる。それは“デッキを申立人の不利に傾けることになる。そのような死刑判決を執行することはデュー・プロセスの保障なしに彼からその生命を奪うことになる。”ウィザースプーン判決523頁。

ミシシッピ州最高裁のすべての裁判官は、陪審員候補者Bは“アダムズ判決およびウィット判決の基準の下で明らかに陪審員として座る資格があった”と明示に述べていた。われわれはこれに同意する。それ故、グレイの死刑判決は、当裁判所がDavis判決を放棄しない限り、維持できない。(at 657-659.)

(2) Davis判決は本件でのミシシッピ州最高裁の多数意見で引用されていないけれども、当裁判所はDavis判決において、死刑に対し良心的なためらいはあるにもかかわらずウィザースプーン判決の下で務めを果たす資格のある陪

審員候補者が誤って理由付で排除された陪審によって科せられた死刑判決の無効を必要とする絶対的法則（*a per se rule*）を確立した。Davis判決の匿名意見（*per curiam opinion*）は、ウィザースプーン判決後の裁判所の方向を見極める（*identify*）のに役立つ。ウィザースプーン判決が言い渡されて間もなく、当裁判所は、同判決で明らかにされた基準をどのように適用するかに関して州裁判所が混乱を来しているいくつかの状況に直面した。当裁判所は1971年の判決で、死刑を科した23件のケースを破棄し、ウィザースプーンおよびその関連判例に照らしさらに手続を尽くさせるために差し戻した。州裁判所のこれらのケースのいくつかは、ミシシッピ州最高裁が本件で復活しようとしている無害法理の分析に依拠していた。

州の死刑判決を無効とした1972年のファーマン判決（*Farman v. Georgia*, 408 U.S. 238）とファーマン判決後の死刑判決の違憲性を否定した1976年のグレッグ判決（*Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153）との間にウィザースプーン判決の問題を再検討する（*revisit*）機会はわれわれになかった。しかし、グレッグ判決後にウィザースプーンの争点が再び現われた。事実、グレッグ判決後のわれわれの最初の死刑事案での意見がDavis判決だった、そして同判決は、グレッグ判決以降においてもウィザースプーン判決違反を破棄できる（*reversible*）憲法上の誤りとしてわれわれが取り扱い続けていることを下級審に示すのに役立ったのである。本件事案は、無害の誤りの分析を採用する機会をあらためて当裁判所に提供している、そしてわれわれは再びそのようにすることには応じられない（*decline to do so*）のである。（at 659-660.）

（3）ウィザースプーン・ウィット判決の基準は、憲法上の公正な陪審裁判を受ける権利に根ざしている、そして審判者（*adjudicator*）の公正性は法制度の廉潔性それ自体に不可欠（*goes to the very integrity*）であるからチャップマン判決の無害法理の分析は適用できない。“若干の憲法上の権利は公正な裁判にとって基本的なものであるからその違反は無害の誤りと

して取り扱い得ない”ことをわれわれは認めてきた。*Chapman v. California*, 386 U.S. 18, at 23.それが裁判官であれ陪審であれ、公平な審判者の裁判を受ける権利とはそのような権利である、ツーマイ判決（*Tumey v. Ohio*, 273 U.S. 510 (1927)）を引用する同判決23頁注8。われわれがウィザースプーン判決で述べたように“死刑評決を下すために組織された裁判所”によって判決を言い渡されない死刑事件の被告人の憲法上の権利は“有罪とするために組織された裁判所”によって彼の有責性（*culpability*）を判断されない刑事被告人の権利と同一である。1947年のフェイ判決（*Fay v. New York*, 332 U.S. 261, 294）を引用する同判決521頁。（at 668.）

（4）死刑を科すことに関する限りにおいて、ミシシッピ州最高裁判決を破棄し、本件を同裁判所に差し戻す。（at 668.）

3 このようにみてくると、本判決の意義は明らかと思われるが、死刑事件での陪審員候補者の理由付忌避に関する先例を簡単に整理した上で、あらためてその意義を確認しておく。

第1に、アメリカでは合衆国憲法第6修正の保障する公正な陪審裁判を受ける権利は第14修正のデュー・プロセスを介して各州の被告人にも保障されることが1961年のダンカン判決で明らかにされたため、それ以降、公正な陪審裁判とは何かが争われてきたのである。

第2に、公正な陪審裁判にとって最も重要なのは偏見のある陪審員を予め理由付で忌避しておくことであり、この基準については“説示および宣誓に従う陪審員としての義務が妨げられまたは阻害されるであろうかどうか”であることもウィザースプーン・ウィット判決で確立している。したがって、たとえ一般的には死刑に反対する者であっても、陪審員として選任された以上、事情いかによっては法に従って死刑を科す評決にも加わらざるを得ないことを*voir dire*で明らかにしている限り、陪審員候補者から排除されることはない。

第3に、このいわゆるウィザースプーン・ウィット法則の基準に違反しているにもかかわらず誤って選任された陪審員が被告人の有罪およ

び量刑判断にかかわった場合、たとえそれが1人であったとしても、原判決の破棄が当然に必要となる。公正な陪審裁判の保障は憲法上の要求であり、かつ審判者の公正はアメリカの法制度それ自体に不可欠とされている以上、無害法理が適用される余地はない、これは従前の先例でも繰り返し確認されてきたことである。

そして最後に、陪審員候補者の死刑に関する見解が*voir dire*で必ずしも明らかでなかったにもかかわらず公判裁判所が理由付忌避を認めた場合には、上級裁判所はその判断を尊重しなければならない、当の候補者の態度等から陪審員としての資格の有無を判断できるのは公判裁判所に限られているからであるというのである。

本判決は直接には連邦上の人身保護の救済を

否定したものであるが、以上のように確立している先例に依拠しつつ、その判示内容をあらためて確認したものとして重要である。

4 わが国では2009年5月実施の裁判員制度の下で死刑反対者等の理由付排除の問題が指摘されている折でもあり⁹⁾、本判決の意義は大きい。本判決が付録として掲記した詳細な検察官や弁護士と陪審員候補者とのやりとりのほか裁判官の説示も興味深い。もっとも、わが国の裁判員制度の下では“説示”はありうると考えられるが、守秘義務の壁に妨げられ、その内容は一切明らかにされないなど、アメリカの陪審裁判との差異は大きい¹⁰⁾。これらの問題点については稿を改めて検討したいと考えている。

注

- 1) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 ― 残虐で異常な刑罰、公正な陪審裁判』239―247頁（成文堂、2006年）。
- 2) *Dunncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145 (1968) .
- 3) *Witherspoon v. Illinois*, 391 U.S. 510 (1968) .
- 4) *Adams v. Texas*, 448 U.S. 38 (1980) .
- 5) *Wainwright v. Witt*, 469 U.S. 412 (1985) . 以上3判決につき、小早川・前掲注1) 290―301頁。
- 6) *Darden v. Wainwright*, 477 U.S. 168 (1986) .
- 7) *Lockhart v. McCree*, 476 U.S. 162 (1986) . 本判決につき、小早川「アメリカ刑事判例研究 (9) ― 陪審員選任手続での死刑反対者の排除」名城ロースクール・レビュー第16号（2010年5月）。
- 8) *Gray v. Mississippi*, 481 U.S. 648 (1987) .
- 9) 2010年2月23日付朝日新聞（大阪本社版）「裁判員法廷『死刑反対』認識問う」、小早川義則『毒樹の果实論』566―567頁（成文堂、2010年）参照。
- 10) 小早川義則「裁判員裁判と死刑判決（1―2・完）」名城ロースクール・レビュー第16号、第17号（2010年5月、8月）参照。

（2010年8月21日稿）

